

第 7 そ の 他

- 1 県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱
- 2 軽油特別調査班設置要綱
- 3 家屋評価班設置要綱
- 4 外形標準課税調査班設置要綱
- 5 税務事務合理化研究会設置要綱
 附表 年度別税務事務合理化に関する提案件数調
- 6 税務事務電算処理概要
- 7 平成29年度都道府県税決算見込額調
- 8 税目別決算見込額調（全国計・平成26年度～平成29年度）
- 9 平成30年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳
- 10 県税の税率等の推移
- 11 ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移
- 12 県税事務所管轄区域の状況
- 13 県税事務所管轄区域図

1 県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱

平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号通知

(趣旨)

第 1 この要綱は、県税の滞納整理を効果的に行い、税金の確保と未収金の縮減に資すること及び県・市町村間連携による個人住民税を中心とした滞納整理の強化に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県税事務所 県税事務所の設置に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条の規定により設置された場所にある事務所
- (2) 地域事務所 条例第 3 条及び長野県組織規則の規定により県税事務所に付置される事務所

(業務)

第 3 県税徴収対策及び地方税法第 41 条に規定する個人県民税を含めた市町村税徴収支援対策として実施する業務は次のとおりとする。

- 1 県税の収入確保と未収金の縮減に関すること。
- 2 個人住民税の徴収対策に関する次に掲げる事項
 - (1) 協定に基づき県と市町村が協働して実施する併任徴収業務に関すること。
 - (2) 地方税法第 48 条に規定する個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例徴収業務に関すること。
- 3 市町村税の徴収支援に関する次に掲げる事項
 - (1) 市町村税務職員の徴収技術向上のための研修に関すること。
 - (2) 市町村の滞納整理促進のための会議の開催及び技術的支援・助言に関すること。
 - (3) 県と市町村が共同で行う文書催告及び滞納整理に関すること。

(県税事務所及び地域事務所の事務の執行)

第 4 事務の執行に当たっては、各県税事務所（地域事務所を含む。）の管轄範囲や職員体制等の規模が異なることを十分に勘案し、地域の実態に即した執務体制が構築できるよう努めなければならない。

- 2 県税事務所と地域事務所は常に密接に連携、協力するものとし、職員体制はもとより、業務の難易、繁閑に応じて県税事務所から地域事務所への支援、地域事務所から県税事務所及び他の地域事務所への応援など柔軟な人員の融通や業務の引継ぎ、引受けを行い、県税事務所（地域事務所を含む。）における徴収業務の円滑かつ効率的な実施に努めなければならない。

(実施要領)

第 5 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領

平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号通知

(趣旨)

第 1 この要領は、県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 この要領において使用する用語の意義は、要綱第 2 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

エリア 県税事務所（地域事務所を含む。）の管轄区域をいう。

(県税徴収対策執行計画の策定等)

第 3 要綱第 3 第 1 項に掲げる県税徴収対策業務の執行にあたり、毎年度、次による計画等を策定し、県税収入の確保と未収金の縮減に努める。

- 1 県税徴収対策室長は、年度当初において前年度の目標、実績、課題等を総括し、「県税事務運営方針」に従って、徴収業務の指針となる「県税徴収対策」を策定する。
- 2 県税事務所長及び地域事務所長（以下「所長等」という。）は、各所の滞納状況や職員体制を勘案し、機能分担制又は地区分担制などの徴収体制を決定するとともに、本要領に定める業務を行う職員を指定した事務分担を決定する。
- 3 所長等は、「県税徴収対策」に基づき、滞納案件や整理状況を十分に分析し、徴収率、収入未済額、滞納処分件数等の具体的数値目標を設定するとともに、県税事務所と地域事務所間で連携する業務や県税事務所が引き受ける徴収困難・高額案件等の基準を定めた「滞納整理計画」を策定する。また、収税課長及び収税係長並びに別に定める徴収業務リーダー（以下「収税課長等」という。）は、滞納整理計画における目標を達成するため協議の上、各所ごとに次の行動計画を策定する。なお、行動計画の策定に当たり、地域事務所においては、徴収以外の業務の繁忙期等における調整を図るものとする。

(1) 年間行動計画

毎年 6 月を始期とし翌年 5 月を終期とする年間の行動計画を策定し、各税目の賦課時期や決算期などを考慮した上で、各所の実情に合わせた適切な時期に、差押強化期間などの滞納整理重点取組期間を設定する。

(2) 月間行動計画

年間行動計画を確実に履行するため、各月の行事予定や一斉催告・電算処理日程及び定期的なヒアリング結果などを勘案して月間行動計画を作成する。

- 4 所長等及び収税課長等は、適期・適切なマネジメントの重要性を強く認識し、定期的に次のヒアリングを実施し、滞納整理が計画どおり推進されているか確認して的確な進行管理に努めるとともに、個別・具体的な事情を踏まえた処理方針を決定し、指示する。

(1) 数値管理

徴収実績や未納データ、滞納処分状況数値などを基に、前年度実績や他所等との比較及び職員ごとの実績を聞き取るにより、行動計画に定めた事項が確実に実行されているかどうかを確認する。また、ヒアリング結果に応じて職員ごとに適切な指示をするとともに、年間目標達成ができるよう適宜行動計画に必要な修正を加え、徴収職員全員に周知する。

(2) 事案管理

滞納案件の個別ヒアリングを行い、案件の内容を正確に把握した上で、取るべき対応策を職員と管理監督者が共有することとし、経験の浅い職員をフォローする体制や困難案件等について所全体で解決に向け取り組める体制を整える。

(市町村支援担当の配置)

第4 要綱第3第2項及び第3項の業務を円滑に推進するため、各所に、個人住民税徴収対策と市町村税徴収支援に従事し、市町村窓口となる適切な人数の「市町村支援担当」を置く。

(個人住民税の徴収対策)

第5 要綱第3第2項に掲げる個人住民税徴収対策業務は、次により実施する。

- 1 別に定める「個人住民税併任徴収業務実施規程」
- 2 地方税法第48条及び別に定める「個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱」

(市町村税の徴収支援等)

第6 要綱第3第3項に掲げる市町村税徴収支援業務は次により実施する。

- 1 別に定める「市町村税務職員実務研修要綱・要領」
- 2 徴収事務の執行について援助を必要とする市町村に対し、日ごろから技術的支援・助言に努めるとともに、徴収成績の向上対策や個別の滞納事案解決のために採るべき徴収対策を検討するため、市町村ごとに個別調整会議を開催する。
- 3 県、市町村に共通する滞納者の場合は、市町村長と県税事務所長連名の文書催告や共同で行う滞納整理も活用するとともに、長野県地方税滞納整理機構との連携を図る。

(所長等の責務)

第7 要綱第4に定める執務体制の構築にあたり、所長等及び収税課長は次の事項に配慮しなければならない。

- 1 所長等は、市町村の数や規模、滞納者数などの地域の実態を十分に把握し、常に密接な連携を取り合って、時宜に適った県税事務所と地域事務所間の支援や応援の必要性を判断するとともに、柔軟な働き方を積極的に取り入れ、エリア内の効果的な徴収業務の配分や休暇の取りやすい環境づくりに努める。
- 2 収税課長は、エリアの徴収業務の責任者として、収税係長や徴収業務リーダーと密接に連携し、エリア会議や個別調整会議など各種会議の開催や進行管理ヒアリングを実施するとともに、市町村税務職員実務研修や職場研修などの計画的な執行に努める。

(県税事務所と地域事務所の連携等)

第8 要綱第4第2項に定める県税事務所と地域事務所の事務の円滑な執行にあたり、次の担当を置く。

(1) エリア支援担当 エリア内の徴収業務の統括について収税課長を補佐するため、県税事務所に適切な人数の「エリア支援担当」を置く。エリア支援担当は、エリア全体の徴収職員の実践力、資質向上を図るため、日常業務を通じた滞納処分の様々な手法や実践方法の技術的指導、助言及び徴収技術の研修を行うとともに、地域事務所から引き受ける困難案件等を担当する。また、県税事務所と地域事務所の相互支援や人員融通の連絡調整を行う責任者とする。

(2) 徴収業務リーダー 地域事務所の徴収業務を統括して進行管理を行う責任者として、地域事務所に徴収業務リーダーを置く。

2 エリア会議を定期的を開催し、滞納整理計画、行動計画、県税事務所への引継ぎ基準、相互支援に関することなどを協議して、エリア内の徴収業務を県税事務所と地域事務所が一体となって推進するための業務と人員の調整を行う。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項については各エリアの実情に応じて定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3の「県税徴収対策」及び「滞納整理計画」については、平成30年6月1日から施行するものとする。

個人住民税併任徴収業務実施規程

平成21年3月25日付け20税第345号通知

平成30年3月27日付け29税徴第43号一部改正

(趣旨)

第1 この規程は、県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領第5の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(併任徴収の依頼)

第2 市町村長は、併任徴収の実施を希望するときは、依頼書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(協定の締結)

第3 知事は、市町村長から第2の規定による依頼書の提出があり、併任徴収を必要と認めるときは、当該市町村長と「県と市町村の協働による滞納整理に関する協定」(以下「併任協定」という。)を締結するものとする。

(併任期間)

第4 併任職員の併任期間は、原則として1年以内とし、年度を越えないものとする。

(併任職員が行う滞納整理業務)

第5 併任職員が行う滞納整理業務は、原則として1軒当たりの個人住民税の滞納額が50万円以上のもの及び市町村税の大口、対応困難なものとする。

(徴収金の充当)

第6 併任職員が行う滞納整理によって得た徴収金は、原則として、まず個人住民税に充当し、その後、その他の市町村税に充当するものとする。

(報告)

第7 併任協定の締結市町村の長は、併任職員が滞納整理に従事した場合は、併任職員滞納整理実績報告書(様式第2号)を毎年5月末日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、報告を求めることができる。

(実施期日)

第8 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱

平成 21 年 11 月 10 日付け 21 税徴第 34 号通知
平成 29 年 3 月 28 日付け 28 税徴第 41 号一部改正
平成 30 年 3 月 28 日付け 29 税徴第 44 号一部改正

(目的)

第 1 地方税法（以下「法」という。）第 48 条の規定による個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例（以下「特例」という。）の実施に関して必要な事項について定める。

(引継ぎの対象とする徴収金)

第 2 特例による引継ぎの対象とする徴収金は、高額滞納事案、徴収困難事案及びその他協議により引き継ぐことが適当であると認めた事案とする。

なお、引継ぎをする徴収金の選定にあたっては、納付の履歴、納付交渉の経過、滞納者の誠意の有無、それまでに把握されている財産の状況、負債の状況、差押えの有無等を考慮するものとする。

2 以下の事案については、引継ぎの対象としない。

- (1) 異議申立て又は訴訟等が提起されている事案
- (2) 相続による訴訟等により、相続人毎の納税義務の承継税額が確定するまでに相当の期間を要すると認められる事案
- (3) 市町村において個人住民税以外の税目と併せて滞納処分に着手している事案
- (4) 破産手続開始決定、会社更生手続開始決定がなされている事案
- (5) 法又は市町村税条例の規定による徴収猶予又は換価猶予中の事案

(引継期間)

第 3 引継期間は 1 年以内の継続した一定の期間とし、期間の終期は 3 月末とする。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、期間が経過した場合においても、市町村長との協議により滞納処分を続行することができる。

- ア 納付の委託を受けた有価証券の支払期限が引継期間内に到来しないもの
- イ 差押財産の換価及び配当又は取立てが引継期間内に間に合わないもの
- ウ 滞納処分に関し、審査請求又は訴訟が提起されたもの
- エ その他滞納処分の続行が適当と認められるもの

(市町村長との協議)

第 4 県税事務所長は、個別調整会議（「県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領」平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号総務部長通知）等において、引継ぎ実施の可否、対象と

する事案の選定及び期間について、市町村長と協議を行う。

なお、協議に当たっては、市町村で作成・管理している滞納整理票等の写し（以下「滞納整理表等」という。）により行うものとする。

（引継ぎの手続き）

第5 第4の協議が整った場合、以下の手続きにより徴収金の引継ぎを行う。

（1）同意書の徴取

ア 県税事務所長は、「個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に関する同意依頼書」（様式第1号の1）により市町村長に同意を求める。

イ 市町村長がこれに同意する場合は、「個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に関する同意書」（様式第1号の2）を県税事務所長に送付する。

（2）引継ぎの予告

市町村長は、引継ぎを行うこととした滞納者に対して、今後は徴収の権限が県税事務所長に引き継がれ、県税事務所長が直接滞納処分を実施することとなる旨を記載した「納税催告書兼徴取引継予告書」（様式第2号）により、納付（入）の催告をする。

（3）徴取引継書の交付

ア 市町村長は、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引継書」（様式第3号の1）に、滞納整理票等を添付し、県税事務所長に交付する。

イ 県税事務所長は、アによる文書の交付を受けた場合には、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引受書」（様式第3号の2）を市町村長に交付する。

（4）差押財産等の引継ぎ

市町村長は、滞納処分に着手している徴収金を引継ぐ場合は、当該滞納処分に係る差押財産等の引継ぎを以下の手続きにより行う。

ア 市町村長が占有している差押財産（動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に限る。）がある場合の引継ぎは、差押関係書類引渡書（正・副）（様式第4号）及び差押財産引渡通知書（正・副）（様式第5号）を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所長に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は署名（記名を含む。）押印した差押関係書類引渡書（副）及び差押財産引渡通知書（副）を返還する。

イ アの差押財産以外の差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書（正・副）を作成し、差押関係書類を所管の県税事務所長に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は、署名（記名を含む。）押印した差押関係書類引渡書（副）を返還する。

ウ イの規定にかかわらず、滞納者等又は第三者に保管させている差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書（正・副）、差押財産引渡通知書（正・副）及び差押財産引渡依頼書（様式第6号）を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所長に引き渡す。この場合において、県の徴税吏員は、署名（記名を含む。）押印した差押関係書類引渡書（副）及び差押財産引渡通知書（副）を返還する。

エ 県税事務所長は、ウで引継ぎを受けた差押財産を保管する滞納者等又は第三者に対し、

差押財産引渡依頼書を交付し、その財産の引渡しを受ける。ただし、必要があると認めるときは、引き継いだ差押財産を滞納者等又は第三者に保管させることができる。その場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

オ 差押財産引渡通知書の交付の日の翌日以降の差押財産に係る保管に関する費用は、県の滞納処分費となる。

(5) 滞納者への通知

県税事務所長は、徴収の引継ぎを受けたときは、遅滞なくその旨を「個人の県民税、個人の市町村民税徴収引継通知書（県用）」（様式第7号）により滞納者に通知する。

(6) 特例に係る徴収金の管理

県税事務所長は、市町村長から引継ぎを受けた徴収金については、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る特例徴収金整理簿」（様式第8号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税滞納整理票」（様式第9号）により管理する。

(徴収金の取扱い)

第6 県税事務所長が徴収した特例に係る徴収金は以下のとおり取扱う。

(1) 徴収金の収納

県税事務所長が徴収した特例に係る徴収金は、歳入歳出外現金として取り扱うこととし、収入管理事務取扱要領（平成4年12月21日付け4税第262号総務部長通達）第8章第2節第1に規定する徴収受託金として収納する。

(2) 市町村への払込み

県税事務所長は、徴収した特例に係る徴収金の全額（県の滞納処分費を除く）について、当該市町村に払い込むとともに、「個人の県民税、個人の市町村民税払込通知書」（様式第10号）により当該市町村長に通知する。

(3) 市町村から県への払込み

市町村は、特例に係る徴収金が県税事務所から払い込まれたときは、当該徴収金に係る県民税については、長野県県税条例（昭和25年9月6日付け条例第41号。以下「県税条例」という。）第24条の規定により払い込む。

(引継期間中の市町村と県税事務所の協力等)

第7 引継期間中における市町村との協力は以下による。

(1) 市町村に納付（入）された場合の取扱い

ア 市町村長は、引継ぎに係る徴収金について、滞納者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定した場所に納入したときは、直ちにその旨を電話により県税事務所長に連絡するとともに、「個人の県民税、個人の市町村民税納付（納入）報告書」（様式第11号）により報告をする。

イ 県税事務所長は、引き継いだ徴収金について市町村長から納付（入）の報告があった場

合には、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る特例徴収金整理簿」（様式第 8 号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税滞納整理票」（様式第 9 号）に納付（入）金額を書き込むとともに、市町村に納付（入）された旨を記載する。

（2）滞納処分の手続き

特例により引き継いだ徴収金について、滞納処分の登記（登録を含む。以下同じ。）をする場合、登記の嘱託は県税事務所長名で行うが、登記権利者又は登記義務者の表示は、徴収の引継ぎをした市町村長名とする。

なお、登記を嘱託する県税事務所長が当該嘱託の権限を有する者であることを証する書面として、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引継書」（様式第 3 号の 1、当該滞納者に係る「別表」を添付すること。）の写しに、徴収の引継ぎをした旨の市町村徴税吏員の証明を受け嘱託書に添付する。（「道府県による個人の住民税の徴収について（H17. 4. 1 総税市第 29 号総務省自治税務局市町村税課長通知）」を参照）

（3）現年度課税分の引継ぎ

引継ぎに係る滞納者が引継期間中に現年度課税分の個人住民税を滞納した場合には、市町村長は県税事務所長に連絡の上、速やかに引継ぎの処理を行う。

（4）滞納者への納税証明書の交付

引継期間中に滞納者から納税証明書の交付申請があった場合、市町村長は納付の有無を電話により県税事務所長に確認する。

（市町村長への引継ぎ）

第 8 引継期間を終了した場合、県税事務所長は滞納処分を続行するものを除き、以下の手続きにより市町村長へ徴収金の引継ぎを行う。

（1）徴収金の引継ぎ

ア 県税事務所長は、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引継書(返還用)」（様式第 12 号の 1）に「個人の県民税、個人の市町村民税に係る特例徴収金整理簿」（様式第 8 号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税滞納整理票」（様式第 9 号）の写しを添付し、市町村長に交付する。

また、「個人の県民税、個人の市町村民税の徴収及び滞納処分通知書」（様式第 13 号）により引継期間に行った徴収及び滞納処分の状況を通知する。

イ 市町村長はアの引継ぎを受けたときは、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引受書(返還用)」（様式第 12 号の 2）を県税事務所長あて交付する。

（2）差押財産等の引継ぎ

引継期間中に滞納処分を行った徴収金で、当該期間中に完結しない場合の差押財産等の引継ぎは、以下の手続きにより行う。

ア 県税事務所長が占有している差押財産（動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に限る。）がある場合の引継ぎは、差押関係書類引渡書(返還用)(正・副)(様式

第 14 号)及び差押財産引渡通知書(返還用)(正・副)(様式第 15 号)を作成し、差押関係書類とともに市町村長に引き渡すことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は差押関係書類引渡書(返還用)(副)及び差押財産引渡通知書(返還用)(副)に署名(記名を含む。)押印した上でこれらの書類を返還する。

イ アの場合以外の差押財産等の引継ぎは、差押関係書類引渡書(返還用)(正・副)を作成し、差押関係書類を市町村長に引き継ぐことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は、差押関係書類引渡書(返還用)(副)に署名(記名を含む。)押印した上でこの書類を返還する。

ウ イの規定により差押財産の引継ぎを行う場合において、滞納者等若しくは第三者に保管させている差押財産又は第三債務者のある差押財産があるときは、差押財産引継通知書(様式第 16 号)により、差押財産を保管する者又は第三債務者に対して、これらの差押財産を市町村長に引き継いだことを通知する。

(3) 滞納者への通知

市町村長は(1)の引継ぎを受けたときは、遅滞なくその旨を「個人の市町村民税、個人の県民税の徴取引継通知書(市町村用)」(様式第 17 号)により滞納者に通知する。

(徴收取扱費)

第 9 県税事務所長が特例により徴収した平成 18 年度以前の徴収金については、県税条例第 26 条に規定する徴收取扱費の額の算定の対象から除く。

ただし、引継期間中(滞納処分を続行したものについては当該続行期間中。)に市町村に納付(入)のあった金額についてはこの限りではない。

(総務部長への報告)

第 10 県税事務所長は、特例による徴収を実施した場合には、第 6 (2)で市町村長に通知した「個人の県民税、個人の市町村民税払込通知書」(様式第 10 号)の写しを、徴収した翌月の 10 日までに総務部税務課に送付する。

(その他)

第 11 この要綱に定めのない事項については、県税事務所長と市町村長が適宜協議をする。

(実施期日)

第 12 この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から実施する。

軽油特別調査班設置要綱

平成6年3月24日付け5税第374号通達

平成9年4月1日付け9税第11号一部改正

平成15年(2003年)4月1日付け15税第3号一部改正

平成16年(2004年)10月29日付け16税第262号一部改正

平成18年(2006年)4月1日付け18税第1号一部改正

平成18年(2006年)11月1日付け18税第225号一部改正

平成21年(2009年)4月1日付け21税第11号一部改正

平成23年(2011年)4月1日付け23税第4号一部改正

平成24年(2012年)4月2日付け24税第5号一部改正

平成26年(2014年)4月1日付け26税第2号一部改正

平成27年(2015年)4月1日付け27税第1号一部改正

平成29年(2017年)3月28日付け28税第401号一部改正

平成30年(2018年)3月27日付け29税第486号一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、軽油引取税の不正混和軽油等に係る調査を広域的かつ専門的に行うため、軽油特別調査班(以下「特別調査班」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 特別調査班は、総務部税務課内に置く。

2 特別調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員(軽油引取税担当)、軽油調査員及び班員(以下「軽油調査員等」という。)をもって編成する。

3 県税事務所を本務とする軽油調査員等は、県税事務所長の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

(統括班長等)

第3 特別調査班に統括班長を1名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 特別調査班に副統括班長を1名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は、特別調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

(業務)

第4 特別調査班は、軽油引取税の不正混和軽油等による脱税を防止し、課税の適正、公平を図るための業務を行うものとする。

(軽油特別調査班会議)

第5 統括班長は、必要に応じて軽油特別調査班会議を招集することができる。

(実施要領)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

軽油特別調査班設置要綱実施要領

平成9年4月1日付け9税第12号通知

平成10年4月1日付け10税第8号一部改正

平成15年(2003年)4月1日付け15税第3号一部改正

平成18年(2006年)4月1日付け18税第1号一部改正

平成18年(2006年)11月1日付け18税第225号一部改正

平成21年(2009年)4月1日付け21税第11号一部改正

平成23年(2011年)4月1日付け23税第4号一部改正

平成26年(2014年)4月1日付け26税第3号一部改正

平成29年(2017年)3月28日付け28税第401号一部改正

平成30年(2018年)3月27日付け29税第486号一部改正

(趣旨)

第1 この実施要領は、軽油特別調査班設置要綱(以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2 要綱第4に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 地方税法に基づく犯則事件の調査及び処分
- (2) 他都道府県との連携を要するなど、広域的又は大規模な調査を行う必要があるもの
- (3) その他、軽油引取税に係る調査及び申告指導のうち、特別調査班が行うことが適当と統括班長(要綱第3第1項に規定する「統括班長」をいう。以下同じ。)が認めるもの

2 前項の調査等の実施に当たっては、統括班長の指揮監督下において実施するものとする。

(軽油特別調査班会議)

第3 要綱第5に定める軽油特別調査班会議(以下「会議」という。)は、要綱第2第2項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、次に掲げる場合に会議を招集する。

- (1) 軽油調査員等 から検討すべき案件が報告された場合
- (2) その他、会議を招集する必要があると認める場合

3 統括班長は、必要に応じて総務部税務課職員、県税事務所職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

(調査状況報告)

第4 軽油調査員等は、統括班長及び課税権を有する県税事務所長に対し、毎月10日までに前月分の調査状況を調査報告書(別紙様式1)により報告するほか、調査及び申告指導の実施に当たっての問題点等について、統括班長に対して随時報告(任意様式)を行うものとする。

(実施期日)

第5 この要領は、平成9年4月1日から実施する。

2 軽油特別調査班設置要綱の制定に伴う取扱いについて(平成6年3月28日付け総務部長通知)は廃止する。

3 家屋評価班設置要綱

平成 15 年（2003 年）3 月 25 日付け 14 税第 440 号通達
平成 17 年（2005 年）4 月 1 日付け 17 税第 3 号一部改正
平成 18 年（2006 年）4 月 1 日付け 18 税第 2 号一部改正
平成 18 年（2006 年）11 月 1 日付け 18 税第 224 号一部改正
平成 21 年（2009 年）4 月 1 日付け 21 税第 3 号一部改正
平成 23 年（2011 年）4 月 1 日付け 23 税第 38 号一部改正
平成 26 年（2014 年）9 月 26 日付け 26 税第 264 号一部改正
平成 29 年（2017 年）3 月 28 日付け 28 税第 404 号一部改正
平成 30 年（2018 年）3 月 27 日付け 29 税第 492 号一部改正

（趣 旨）

第 1 この要綱は、不動産取得税に係る課税事務のうち、大規模家屋等の家屋評価事務を専門的に行うとともに、評価技術の向上を図るため、家屋評価班を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第 2 家屋評価班は、総務部税務課内に置く。

- 2 家屋評価班は、課長補佐、課税係長、課税係員（不動産取得税担当）、家屋評価員及び班員（以下「家屋評価員等」という。）をもって編成する。
- 3 総務部税務課を本務とする家屋評価員等は、別表左欄の県税事務所（以下「駐在場所」という）に駐在し、別表右欄の区域を担当する。
- 4 県税事務所を本務とする家屋評価員等は、駐在場所県税事務所長の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

（統括班長等）

- 第 3 家屋評価班に統括班長を 1 名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。
- 2 家屋評価班に副統括班長を 1 名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。
- 3 統括班長は、家屋評価班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。
- 4 駐在場所に担当班長を置き、総務部税務課を本務とする職員をもって充てる。
- 5 担当班長は、駐在場所の家屋評価員等を統括する。

（業 務）

第 4 家屋評価班は、次の事務を行うものとする。

- (1) 大規模家屋（延床面積が概ね 1,500 m²以上）の評価事務に関する事。
- (2) 大型チェーン店の評価事務に関する事。
- (3) その他評価が困難な家屋の評価事務に関する事。
- (4) 家屋評価に係る審査請求の検証に関する事。
- (5) 家屋評価研修に関する事。
- (6) 家屋評価計算システムの保守等に関する事。
- (7) 家屋評価技術の向上に関する事。
- (8) 県税事務所が行う不動産取得税の課税事務。

（家屋評価班会議）

第 5 統括班長は、必要に応じて家屋評価班会議を招集することができる。

（実施要領）

第 6 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

（実施期日）

第 7 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

別表

駐在場所	担当地区
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域

家屋評価班家屋評価事務実施要領

平成 15 年（2003 年）3 月 25 日付け 14 税第 440 号通達
平成 17 年（2005 年）4 月 1 日付け 17 税第 3 号一部改正
平成 18 年（2006 年）4 月 1 日付け 18 税第 2 号一部改正
平成 18 年（2006 年）11 月 1 日付け 18 税第 224 号一部改正
平成 20 年（2008 年）4 月 1 日付け 20 税第 6 号一部改正
平成 21 年（2009 年）4 月 1 日付け 21 税第 3 号一部改正
平成 23 年（2011 年）4 月 1 日付け 23 税第 38 号一部改正
平成 26 年（2014 年）9 月 26 日付け 26 税第 264 号一部改正
平成 29 年（2017 年）3 月 28 日付け 28 税第 404 号一部改正
平成 30 年（2018 年）3 月 27 日付け 29 税第 492 号一部改正

（趣 旨）

第 1 この要領は、家屋評価班設置要綱（以下「要綱」という。）のうち、家屋評価事務の施行について必要な事項を定めるものとする。

（担当範囲）

第 2 家屋評価員及び班員（以下「家屋評価員等」という。）は、要綱第 2 第 3 項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の家屋評価事務を行うことができる。

（大規模家屋等の家屋評価事務事前処理）

第 3 要綱別表左欄の駐在場所の県税事務所長は、要綱第 4 第 1 号から第 3 号の規定に該当すると認められる大規模家屋等（前年 1 2 月末日までに完成した家屋を除く。）について、「大規模家屋等評価予定一覧表」（様式第 1 号）を作成し、家屋評価班に報告する。

作成した「大規模家屋等評価予定一覧表」に追加又は変更があった場合は、随時、家屋評価班に報告する。

2 担当班長は、前項により作成された「大規模家屋等評価予定一覧表」に「評価予定時期」など必要事項を記載し統括班長に報告する。

（大規模家屋等の家屋評価）

第 4 家屋評価員等は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、評価対象家屋の現地調査及び評点数の算出を行う。

2 評点数の算出は、課税所の県税事務所長の意見を聞いて行う。

3 担当班長は、評点数の算出が終了したものについて、部分別評点算出表、図面等を課税所の県税事務所長に送付する。

4 担当班長は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、大規模家屋等の評価の進捗管理を行う。

（県税事務所への支援等）

第 5 家屋評価班は、県税事務所職員の評価技術の向上を図るために必要な支援を行う。

2 家屋評価班は、県税事務所が行う不動産取得税の課税事務を行う。

（家屋評価班会議）

第 6 要綱第 5 に定める家屋評価班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、必要に応じて、総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（評価状況報告）

第 7 担当班長は、月分の評価状況を取りまとめ、翌月 5 日までに「大規模家屋等評価状況報告書」（様式第 2 号）により統括班長に報告する。

（実施期日）

第 8 この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

4 外形標準課税調査班設置要綱

平成 30 年 3 月 23 日付け 29 税第 482 号通達

(趣 旨)

第 1 この要綱は、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る課税事務（以下「法人課税事務」という。）のうち、付加価値割及び資本割についての調査を専門的に行うとともに、課税技術の向上を図るため、外形標準課税調査班（以下「外形調査班」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 外形調査班は、総務部税務課内に置く。

2 外形調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員（法人課税事務担当）、外形標準課税調査員及び班員（以下「外形調査員等」という。）をもって編成する。

3 別表左欄の県税事務所を本務とする外形調査員等は、担当する区域を別表右欄のとおりとする。

4 県税事務所を本務とする外形調査員等は、当該県税事務所の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

(統括班長等)

第 3 外形調査班に統括班長を 1 名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 外形調査班に副統括班長を 1 名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は外形調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

(業 務)

第 4 外形調査班は、次の事務を行うものとする。

(1) 付加価値割及び資本割についての調査事務に関すること。

(2) その他法人課税事務における調査が困難な事務に関すること。

(3) 付加価値割及び資本割の課税事務についての研修に関すること。

(4) 法人課税事務に係る技術の向上に関すること。

(5) 県税事務所が行う法人課税事務に係る必要な支援に関すること。

(外形調査班会議)

第 5 統括班長は、必要に応じて外形標準課税調査班会議を招集することができる。

(実施要領)

第 6 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

(実施期日)

第 7 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

(別 表)

県税事務所	担 当 区 域
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域

外形標準課税調査班設置要綱実施要領

平成 30 年 3 月 23 日付け 29 税第 482 号通達

(趣 旨)

第 1 この要綱は、外形標準課税調査班設置要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域)

第 2 外形調査員等は、要綱第 2 第 3 項の規定に関わらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の事務を行うことができる。

(業 務)

- 第 3 要綱第 4 第 1 号に規定する業務は、地方税法第 72 条の 41 の 2 の規定に基づき行う調査とする。
- 2 外形調査班が前項の調査を実施し結果を取りまとめる際は、調査対象法人の主たる事務所の所在地を管轄する県税事務所長（以下「管轄県税事務所長」という。）の意見を聞いた上で、行うこととする。
 - 3 外形調査班は、第 1 項の調査を実施し結果を取りまとめた後は、管轄県税事務所長に遅滞なく通知することとする。

(県税事務所への支援)

- 第 4 外形調査班は、県税事務所職員の法人課税事務に係る技術の向上を図るために、必要な支援を行う。
- 2 外形調査班は、県税事務所が行う法人課税事務について、必要な支援を行う。

(外形調査班会議)

- 第 5 要綱第 5 に定める外形標準課税調査班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。
- 2 統括班長は、必要に応じて総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

(実施期日)

第 6 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

5 税務事務合理化研究会実施要領

昭和 41 年 12 月 26 日付 41 税第 181 号通知

平成 5 年 4 月 19 日付 5 税第 57 号通知 全部改正

平成 10 年 4 月 6 日付 10 税第 30 号通知 一部改正

平成 12 年 5 月 25 日付 12 税第 125 号通知 一部改正

平成 15 年 3 月 5 日付 14 税第 400 号通知 一部改正

平成 18 年 7 月 27 日付 18 税第 132 号通知 一部改正

平成 19 年 3 月 6 日付 18 税第 324 号通知 一部改正

1 趣旨

この要領は、税務事務合理化研究会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事務

委任、専決制度、調査事務の改善、事務手順の簡素化と定型化、OA化の推進、内部けん制制度の強化、報告制度、帳票及び窓口の改善等とする。

3 提案の方法

職員又はそのグループが研究会に対し、税務事務の合理化に関する提案（以下「改善案」という。）を提出しようとするときは、提案書（様式第 1 号）を作成し、提出する。

4 改善案の調査

(1) 研究会長は、提出された改善案のうち、下記に該当するものについては研究会での検討から除外し、提案を返却する。

ア 既に改善済であるもの又は改善されることが決定しているもの

イ 内容の著しく軽易なもの

ウ 過去に検討した結果「実行が困難である」と判断され、その改善案をめぐる諸般の状況が判断当時と変化していないもの

(2) 研究会長は、(1)以外の改善案で、内容が軽易で専門部会における検討に値しないと判断できるものについては、専門部会に付さず、県税務課の当該改善案に係る事務を分掌する係において研究させるものとする。

5 改善案の研究

(1) 研究会長は、改善案を研究するため、部門別に専門部会を開催する。

(2) 専門部会では、改善案に対する研究を進め、実行可能性等を検討し、意見を取りまとめの上、提案に対する意見書（様式第 1 号付表）を作表する。

6 改善案の採用決定

(1) 研究会長は、改善案の採用について検討するため、委員会を開催する。

(2) 委員は、専門部会の報告を参考に、改善案の採否について決定する。

7 改善案の実施

採用となった改善案のうち、実行可能とされたものについては、県税務課において実施時期等検討の上、規則、要領等条件整備を行い早期実施に努める。

8 改善案の表彰

研究会長は、改善案のうち次のものについて表彰する。

なお、表彰は別に定めるほう賞とする。

(1) 改善の効果が顕著と認められる提案

(2) 着想にみるべきものがあり、努力、工夫のあとが認められる提案

税務事務合理化研究会設置要綱

昭和41年12月26日付41税第181号通知	
平成3年2月25日付2税第332号通知	全部改正
平成5年4月19日付5税第57号通知	一部改正
平成10年4月6日付10税第30号通知	一部改正
平成15年3月5日付14税第400号通知	一部改正
平成17年5月31日付17税第88号通知	一部改正
平成18年7月27日付18税第132号通知	一部改正
平成19年3月6日付18税第324号通知	一部改正
平成19年7月10日付19税第130号通知	一部改正
平成21年8月20日付21税第158号通知	一部改正
平成24年2月7日付23税第368号通知	一部改正
平成29年7月26日付29税第195号通知	一部改正
平成30年8月8日付30税第252号通知	一部改正

第1 目的及び設置

税務事務の合理化に関する研究を行い、税務行政の効率的な運営を図るため、税務事務合理化研究会（以下「研究会」という。）を置く。

第2 研究事項

研究会は、次の事項を研究する。

- (1) 税務事務の総合調整に関する事項
- (2) 賦課、徴収、収入管理その他の事務の合理化に関する事項
- (3) 税務事務の総合電算、OA化に関する事項

第3 組織

- 1 研究会は、会長、副会長、委員及び研究員をもって組織する。
- 2 会長は、税務課長、副会長は税務課課長補佐の職にある者をもってあてる。
- 3 委員は、税務課の係長以上の職にある者（上記2に掲げる者を除く。）、県税徴収対策室の主任徴収専門員以上の職にある者、県税事務所長の職にある者及び県税事務所事務所長の職にある者をもってあてる。
- 4 研究員は、税務課、県税事務所及び同事務所に在籍する者で上記2、3以外の者とする。

第4 職務

- 1 会長は研究会を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 3 委員は、委員会を組織し、会務の執行を図る。
- 4 研究員は、研究事項の具体的なとりまとめとその他必要な事項を処理する。

第5 専門部会

- 1 研究会は、次の部門ごとに専門研究を行うため、専門部会を設ける。
 - (1) 収入管理部門
 - (2) 徴収部門
 - (3) 課税部門
 - (4) 自動車税部門
- 2 専門部会は、委員及び研究員のうちから会長が指名した者をもって組織する。

第6 会議の開催

委員会及び専門部会は、会長が必要と認めるときに開催する。

第7 補則

研究会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附表

年度別税務事務合理化に関する提案件数調

区分 年度	収入管理部門		課税(直税)部門		自動車税部門		徴収部門		間税部門		電算部門		合計	
	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数
元	31	15	29	16	8	3			5	1			68	34
2	16	8	11	2	6	2			12	3	45	22	78	34
3	16	7	19	8	23	12			10	2	35	19	93	46
4	23	11	19	13	13	2			13	4	75	49	130	75
5	12	4	22	13	20	9			15	4	39	28	93	54
6	12	10	12	9	16	8			3	1	18	7	58	34
7	10	4	19	11	7	5			5	2	14	7	50	27
8	15	9	11	8	11	8			11	3	24	12	61	37
9	10	6	17	10	10	7			7	3	10	4	47	27
10	44	19	43	15	25	11			7	3			112	45
11	16	9	23	11	13	9			2	2			52	29
12	28	18	17	11	24	12			16	8			69	41
13	26	12	20	12	19	14			16	10			65	38
14	26	9	19	12	17	10			15	4			62	31
15	18	12	3	2	10	5			4	2			31	19
16	10	5	4	0	3	1			4	3			21	6
17	3	2	3	2	3	2			1	1	1	0	11	7
18	1	1	4	2	1	0			1	1	1	1	8	5
19	6	1	5	3	0	0			2	1			13	5
20	10	2	18	6	9	2			6	1			43	11
21	9	1	8	2	5	2							22	5
22	8	1	15	7	15	5							38	13
23	20	4	6	3	13	4							39	11
24	16	7	8	3	7	2	5	0					36	12
25	7	2	10	5	6	3	4	3					27	13
26	9	4	4	3	2	2	4	0					19	9
27	11	4	14	6	5	0	1	0					31	10
28	6	3	7	2	4	0	0	0					17	5
29	7	2	5	5	6	2	3	1					21	10

※ 平成21年度から「直税部門」「間税部門」を「課税部門」に統合

※ 平成24年度から「管理・徴収部門」を「収入管理部門」「徴収部門」に分割

※ 件数には、専門部会に付さず、事務を分掌する係において研究した提案を含む

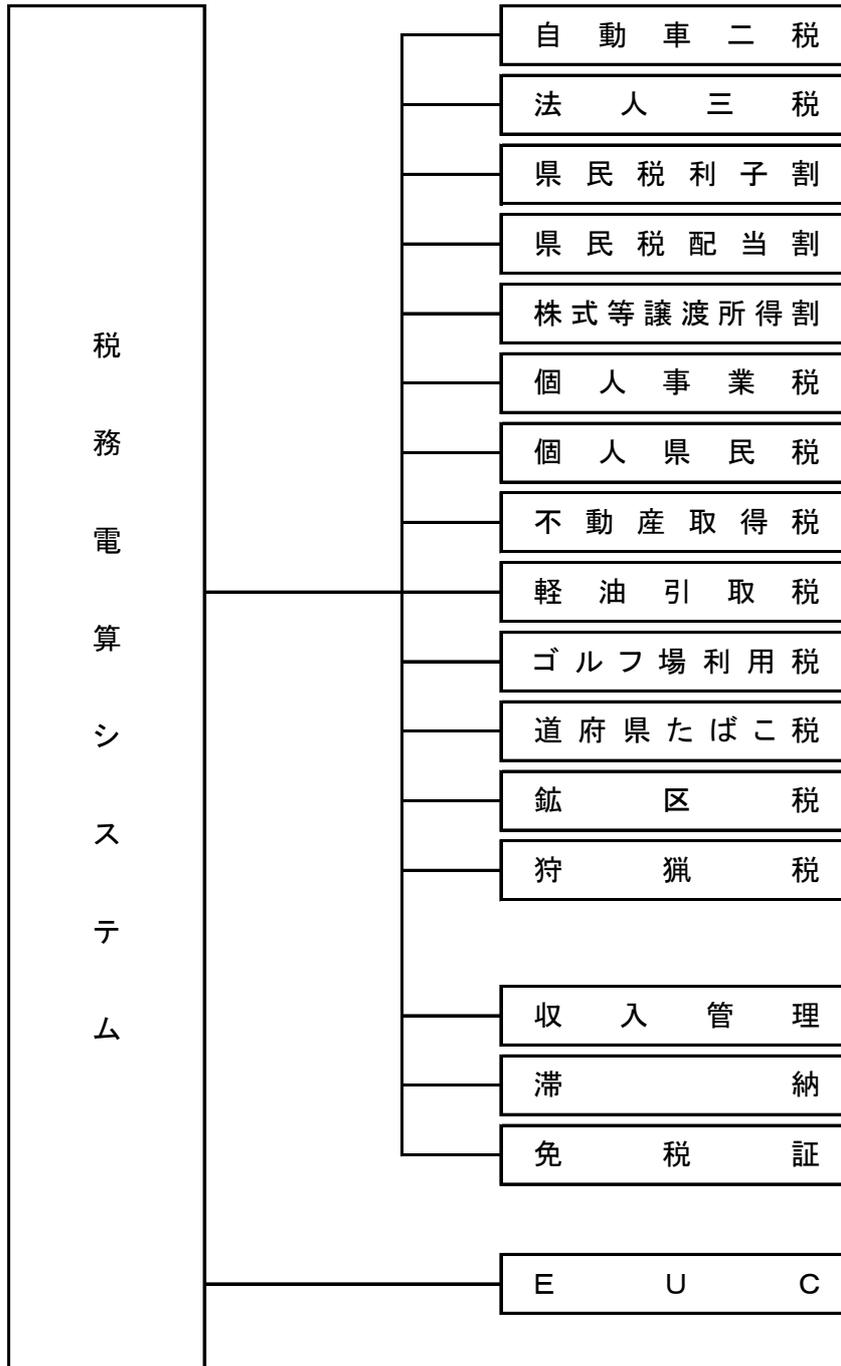
6 税務事務電算処理概要

(1) 税務事務電算化の経緯

年 月	概 要
昭和45年 4月	自動車税 電算事務処理開始
昭和56年 4月	法人県民税・法人事業税 電算事務処理開始
昭和57年 4月	料理飲食等消費税 電算事務処理開始
昭和60年 4月	税務事務電算化プロジェクトチーム設置
昭和61年 4月	税務事務総合オンラインシステム開発担当専任職員配置
昭和62年 2月	自動車税オンラインシステム 運用開始
昭和62年 4月	税務事務総合オンラインシステム 第1次開発着手
平成2年 4月	税務事務総合オンラインシステム 第1次開発分運用開始 税務事務総合オンラインシステム 第2次開発着手
平成4年 4月	税務事務総合オンラインシステム 第2次開発分運用開始
平成13年 4月	税務電算システム整備着手 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合)
平成15年 4月	税務電算システム運用開始 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合による)
平成15年11月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成16年10月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成18年1月	地方税電子申告審査システム運用開始 (法人二税)
平成18年10月	諏訪ナンバー追加に伴う自動車税システム改修終了、運用開始
平成20年 4月	自動車税コンビニ収納運用開始
平成20年 9月	長野県森林づくり県民税導入に伴う運用開始
平成20年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成21年 4月	身体障害者等に対する減免制度の改正に伴う自動車二税運用開始
平成21年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成21年12月	滞納整理システム運用開始 (個人事業税・法人二税・不動産取得税・自動車税)
平成23年 1月	国税連携システム運用開始 (個人事業税)
平成24年 7月	ホストコンピュータアウトソーシングによる運用開始

平成25年 4 月	税務基幹連携システム運用開始（法人二税・個人事業税）
平成26年 7 月	税務電算システム再構築着手
平成27年12月	自動車税納税確認システム（JNKS）へのデータ連携開始
平成28年 8 月	地方税電子申告審査システム ASPサービスによる運用開始
平成29年 7 月	ホストマシンを廃止。滞納整理システムを統合した新税務電算システム運用開始

(2) 電算処理システム体系



(3) 電算処理内容

税 目 名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
法 人 二 税	法人情報登録 税理士登録 申告データ入力 調査資料入力 調定取消入力 法人検索照会 法人情報照会 課税情報照会 調定情報照会 事業年度情報入力	調定確定処理 不申告法人・未処理法人リスト作成 課税標準額等の調査書作成 電子申告データ取込み処理 国税データマッチング処理 申告書プレプリント 各種統計資料作成 更正決定是認処理 法人名簿作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成 調定見込み資料作成
個 人 事 業 税	個人情報入力 課税情報入力 個人情報照会 課税状況照会 調査資料入力 納税通知書返戻入力 課税台帳作成	調定確定処理 国税連携データ登録 課税台帳作成 各種データ（新規・未処理等）抽出処理 定期調定分納税通知書、後期分納付書作成 一括口座振替データ作成 個人名簿作成 調定見込み資料作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成
不 動 産 取 得 税	課税データの登録 課税データの変更入力 譲渡者情報の変更入力 取得物件情報の変更入力 訂正・減額入力 名寄せ照会 課税状況照会 取得者情報、譲渡者情報、取得物件情報照会	収集資料のチェック登録処理 価格決定処理 各種統計資料作成 調定処理 保留データ一覧表作成 総務省報告資料作成 見込み資料作成 名寄せ検索合算リスト作成
ゴ ル フ 場 利 用 税	特徴者情報登録 等級決定情報入力 申告データ入力 申告是認、更正決定入力 ゴルフ場検索照会 特徴者情報照会 課税処分、課税処分(履歴)照会	各種統計資料作成 更正決定処理 調定確定処理 報償金算定処理 交付金算定処理 申告書等プレプリント 総務省報告資料作成
軽 油 引 取 税	事業者・事業所データ登録 申告・更正・決定・是認入力 調定取消入力 事業者・事業所の照会 課税状況照会	調定確定処理 各種統計資料作成 総務省報告資料作成 名簿作成 調定見込み資料作成 報償金算定処理

税目名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
免 税 証	免軽使用者証・免税証交付状況照会 免軽使用者証・免税証交付等登録	
個 人 県 民 税	課税情報登録 調定情報登録 不納欠損情報登録 徴収取扱費交付情報登録 市町村別課税状況照会	当初分調定確定処理 確定分調定確定処理 調定額変更分確定処理 各種統計資料作成 徴収取扱費確定処理 滞納繰越額確定処理
県 民 税 利 子 割 〔 県民税配当割 県民税株式等 譲渡所得割 〕	特徴者情報登録 申告・更正・決定入力 調定取消入力 納期限変更入力 特徴者情報検索・照会 課税処分検索・照会	申告書プレプリント 調定確定処理 更正決定処理 特別徴収義務者営業所リスト作成 総務省報告資料作成 交付金算定処理
県 た ば こ 税	課税情報登録 課税履歴照会	事業者情報登録処理 調定確定処理
鉱 区 税	鉱業権情報登録 増減額・減免情報登録 返戻処理情報登録 課税状況照会	鉱業権者一覧表作成 調定確定処理 交付税資料作成 鉱区面積一覧表作成
狩 猟 税	課税情報登録	課税状況報告書集計表作成 交付税資料作成
自 動 車 二 税	修正申告情報の登録 更正決定情報の登録 課税履歴照会 課税登録状況照会・修正 納税者名寄せ 分配データ情報照会・修正 申告データ情報登録・修正 各種減額情報登録・修正 除外保留情報登録・修正 納税者情報登録・修正 課税あて名情報登録・修正 随時調定情報登録・修正 納税通知書返戻登録 納税義務者変更 送付先情報登録 納期限等変更 身体障害者等に対する減免照会・登録・修正 自動車税継続検査用納税証明書発行 自動車税継続検査用納税証明書情報登録 自動車税継続検査用納税証明書ストップ登録	期限後申告・不申告者一覧作成 定期課税処理 納税通知書作成 各種統計資料作成 分配データ突合処理 納税者名寄せ処理 各種減免処理 総務省報告資料作成 随時調定処理 納税通知書返戻処理 外部連携データ作成処理 徴収対策関連資料作成 車検切れ車両調査票作成 課税予定データ確認資料作成 除外保留変更登録

税目名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
収入管理	消込み不能データ修正入力 消込み状況修正入力 還付充当変更入力 納税者情報登録 消込みデータ登録 電算外税目収入額等の登録 電算外税目還付データ入力 自動車税還付通知再交付支払方法変更入力 自動車税還付通知返戻入力 自動車税督促状・引抜き入力 名寄せ、税目・課税番号、収納状況照会 納税証明書発行 調定収入状況照会 宛名番号検索自動車税収納状況一覧 登録番号検索自動車税調定情報検索 自動車税還付状況照会 自動車税催告前納付登録	消込み処理 還付(充当) 整理伝票作成 還付(充当) 一覧表作成 督促状作成 月次統計資料等の作成 決算関係資料等の作成 年次各種資料等の作成 自動車税督促状作成 自動車税督促状公示送達資料作成
滞納	滞納管理 催告 自動車税催告状引抜き入力 調査結果取込 滞納処分等登録・修正 滞納処分等状況照会 納税義務消滅登録・修正 徴収金内訳書作成	催告書作成 自動車税催告状作成 未納データ作成

(4) 端末機台数 (H30.7.1現在)

東信県税事務所	20台	中信県税事務所	30台
東信県税事務所 上田事務所	11台	中信県税事務所 大町事務所	7台
南信県税事務所 諏訪事務所	12台	総合県税事務所	30台
南信県税事務所	19台	総合県税事務所 北信事務所	7台
南信県税事務所 飯田事務所	11台	県税務課	※28台
中信県税事務所 木曾事務所	6台		
合計 181台			

※自動車税松本分室、長野分室の台数を含む。

7 平成29年度都道府県税決算見込額調

1 合計

(単位：百万円、%)

都道府県名	予 算 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合	
	29年度	28年度	前年 対比	29年度	28年度	前年 対比	29年度	28年度	前年 対比	29年度	28年度
北海道	611,749	602,492	####	625,422	616,561	####	614,166	603,841	####	98.2	97.9
青森	184,047	142,553	####	186,395	145,276	####	184,261	142,909	####	98.9	98.4
岩手	130,372	132,026	98.7	133,055	135,217	98.4	131,290	133,311	98.5	98.7	98.6
宮城	313,520	313,530	####	317,888	318,461	99.8	313,837	313,821	####	98.7	98.5
秋田	89,739	90,293	99.4	92,034	92,541	99.5	90,636	90,932	99.7	98.5	98.3
山形	109,900	109,000	####	113,169	110,936	####	111,757	109,363	####	98.8	98.6
福島	239,957	238,128	####	244,563	242,762	####	240,318	238,434	####	98.3	98.2
茨城	377,493	366,304	####	383,918	375,156	####	377,968	368,017	####	98.5	98.1
栃木	247,500	242,500	####	253,250	248,314	####	248,857	243,127	####	98.3	97.9
群馬	242,159	250,000	96.9	247,910	256,257	96.7	243,646	251,546	96.9	98.3	98.2
埼玉	780,600	760,400	####	802,038	790,571	####	784,504	770,022	####	97.8	97.4
千葉	960,930	932,717	####	992,133	962,838	####	973,005	940,881	####	98.1	97.7
東京	3,929,621	3,909,815	####	3,968,442	3,955,789	####	3,925,495	3,904,590	####	98.9	98.7
神奈川	1,266,738	1,227,228	####	1,290,659	1,258,016	####	1,272,314	1,237,165	####	98.6	98.3
新潟	265,518	270,006	98.3	268,404	273,582	98.1	265,665	270,537	98.2	99.0	98.9
富山	137,801	138,760	99.3	141,794	142,559	99.5	139,202	139,763	99.6	98.2	98.0
石川	147,682	147,515	####	152,387	153,033	99.6	149,821	149,882	####	98.3	97.9
福井	111,262	108,968	####	114,637	111,302	####	113,033	109,520	####	98.6	98.4
山梨	93,967	95,021	98.9	96,245	97,281	98.9	94,574	95,410	99.1	98.3	98.1
長野	231,428	230,132	####	234,592	233,580	####	231,697	230,279	####	98.8	98.6
岐阜	236,900	235,600	####	245,677	244,489	####	240,824	239,213	####	98.0	97.8
静岡	495,600	488,200	####	506,558	499,310	####	498,981	490,331	####	98.5	98.2
愛知	1,183,200	1,257,800	94.1	1,208,209	1,284,730	94.0	1,192,308	1,266,346	94.2	98.7	98.6
三重	240,793	241,099	99.9	249,838	246,355	####	246,300	242,373	####	98.6	98.4
滋賀	164,650	156,140	####	169,264	162,240	####	165,647	158,412	####	97.9	97.6
京都	288,220	285,860	####	290,941	283,372	####	287,559	279,407	####	98.8	98.6
大阪	1,491,886	1,395,285	####	1,514,543	1,439,065	####	1,499,855	1,415,882	####	99.0	98.4
兵庫	723,670	701,827	####	735,564	720,402	####	723,877	707,431	####	98.4	98.2
奈良	120,300	114,500	####	123,789	118,521	####	121,032	115,499	####	97.8	97.4
和歌山	92,855	90,750	####	95,446	93,167	####	93,829	91,326	####	98.3	98.0
鳥取	54,225	52,665	####	55,243	53,575	####	54,605	52,890	####	98.8	98.7
島根	67,367	67,502	99.8	68,298	68,459	99.8	67,774	67,878	99.8	99.2	99.1
岡山	238,115	232,545	####	241,810	238,987	####	238,325	235,041	####	98.6	98.3
広島	341,141	343,618	99.3	351,819	354,369	99.3	345,965	348,072	99.4	98.3	98.2
山口	174,922	172,393	####	181,501	176,689	####	179,238	174,194	####	98.8	98.6
徳島	76,100	75,000	####	79,501	77,883	####	78,434	76,620	####	98.7	98.4
香川	122,520	122,329	####	125,531	125,639	99.9	123,931	123,874	####	98.7	98.6
愛媛	148,000	144,300	####	149,706	146,902	####	148,119	144,969	####	98.9	98.7
高知	64,721	64,984	99.6	65,614	66,096	99.3	64,807	65,156	99.5	98.8	98.6
福岡	643,314	630,257	####	657,258	645,835	####	647,563	633,993	####	98.5	98.2
佐賀	84,956	83,893	####	87,244	85,771	####	86,150	84,702	####	98.7	98.8
長崎	116,563	113,459	####	118,441	115,450	####	116,904	113,674	####	98.7	98.5
熊本	165,498	149,740	####	171,807	154,886	####	169,378	151,785	####	98.6	98.0
大分	124,187	123,076	####	125,936	125,092	####	124,230	123,152	####	98.6	98.4
宮崎	98,310	97,730	####	100,544	100,257	####	99,081	98,737	####	98.5	98.5
鹿児島	148,420	146,035	####	151,394	149,645	####	149,127	147,272	####	98.5	98.4
沖縄	124,579	120,918	####	128,359	124,150	####	126,766	122,452	####	98.8	98.6
全国	18,302,995	18,041,556	####	18,658,771	18,376,046	####	18,396,655	18,022,240	####	98.6	98.3

注 百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

2 法人事業税

(単位：百万円、%)

都道府県名	予 算 額			調 定 額			収 入 額			収 入 歩 合	
	29年度	28年度	前年 対比	29年度	28年度	前年 対比	29年度	28年度	前年 対比	29年度	28年度
北海道	112,290	111,446	100.8	113,457	110,835	102.4	113,063	110,332	102.5	99.7	99.5
青森	25,246	23,726	106.4	25,268	23,749	106.4	25,253	23,728	106.4	99.9	99.9
岩手	25,345	26,761	94.7	25,644	27,272	94.0	25,617	27,244	94.0	99.9	99.9
宮城	73,481	75,013	98.0	73,616	75,140	98.0	73,512	75,058	97.9	99.9	99.9
秋田	16,619	17,377	95.6	17,017	17,572	96.8	16,995	17,539	96.9	99.9	99.8
山形	20,864	20,230	103.1	21,690	20,337	106.6	21,669	20,309	106.7	99.9	99.9
福島	57,148	59,675	95.8	57,382	59,927	95.8	57,175	59,726	95.7	99.6	99.7
茨城	82,291	75,704	108.7	82,539	76,454	108.0	82,340	76,250	108.0	99.8	99.7
栃木	55,308	54,624	101.3	55,629	55,138	100.9	55,556	55,057	100.9	99.9	99.9
群馬	52,019	63,034	82.5	53,221	64,359	82.7	53,014	64,289	82.5	99.6	99.9
埼玉	135,045	132,270	102.1	136,693	134,958	101.3	136,518	134,820	101.3	99.9	99.9
千葉	136,056	129,908	104.7	137,806	132,962	103.6	137,540	132,692	103.7	99.8	99.8
東京	1,000,081	1,030,453	97.1	1,014,729	1,051,013	96.5	1,009,548	1,043,654	96.7	99.5	99.3
神奈川	250,243	239,288	104.6	254,796	243,836	104.5	255,002	244,106	104.5	99.9	99.9
新潟	54,990	59,224	92.9	55,076	59,385	92.7	55,005	59,236	92.9	99.9	99.7
富山	27,545	28,307	97.3	28,423	29,067	97.8	28,388	29,037	97.8	99.9	99.9
石川	31,848	33,290	95.7	32,930	35,194	93.6	32,838	35,103	93.5	99.7	99.7
福井	23,504	26,990	87.1	24,554	27,319	89.9	24,523	27,286	89.9	99.9	99.9
山梨	22,134	22,995	96.3	22,481	23,486	95.7	22,416	23,413	95.7	99.7	99.7
長野	49,038	50,858	96.4	49,246	50,988	96.6	49,153	50,877	96.6	99.8	99.8
岐阜	44,481	48,007	92.7	46,009	49,338	93.3	45,801	49,119	93.2	99.5	99.6
静岡	116,975	118,565	98.7	119,967	120,675	99.4	119,891	120,573	99.4	99.9	99.9
愛知	274,100	338,800	80.9	278,170	340,612	81.7	278,779	340,752	81.8	100.2	100.0
三重	50,025	51,132	97.8	53,266	52,048	102.3	53,189	51,934	102.4	99.9	99.8
滋賀	41,165	38,740	106.3	41,748	40,212	103.8	41,663	40,127	103.8	99.8	99.8
京都	68,990	64,913	106.3	68,477	64,503	106.2	68,710	64,577	106.4	100.3	100.1
大阪	351,067	331,952	105.8	351,779	339,469	103.6	355,922	338,960	105.0	101.2	99.9
兵庫	136,569	130,750	104.5	135,788	134,322	101.1	135,536	134,038	101.1	99.8	99.8
奈良	18,012	16,957	106.2	18,810	17,395	108.1	18,767	17,350	108.2	99.8	99.7
和歌山	17,261	17,084	101.0	17,795	17,303	102.8	17,790	17,296	102.9	100.0	100.0
鳥取	11,720	10,494	111.7	11,791	10,492	112.4	11,780	10,477	112.4	99.9	99.9
島根	14,329	14,875	96.3	14,458	15,143	95.5	14,436	15,112	95.5	99.8	99.8
岡山	46,968	46,827	100.3	46,872	46,641	100.5	46,823	46,588	100.5	99.9	99.9
広島	75,627	77,831	97.2	77,885	81,445	95.6	77,753	81,284	95.7	99.8	99.8
山口	34,630	35,984	96.2	36,234	36,634	98.9	36,218	36,620	98.9	100.0	100.0
徳島	15,991	16,805	95.2	17,055	17,418	97.9	16,949	17,335	97.8	99.4	99.5
香川	27,440	28,717	95.6	28,463	29,307	97.1	28,394	29,258	97.0	99.8	99.8
愛媛	32,329	32,072	100.8	32,404	32,407	100.0	32,386	32,366	100.1	99.9	99.9
高知	12,048	12,803	94.1	12,120	12,958	93.5	12,112	12,949	93.5	99.9	99.9
福岡	129,215	127,057	101.7	131,720	129,374	101.8	131,343	128,876	101.9	99.7	99.6
佐賀	16,528	17,031	97.0	17,099	17,083	100.1	17,066	17,059	100.0	99.8	99.9
長崎	22,476	22,029	102.0	22,577	22,104	102.1	22,550	22,068	102.2	99.9	99.8
熊本	32,152	28,239	113.9	34,085	29,625	115.1	34,057	29,568	115.2	99.9	99.8
大分	24,679	24,314	101.5	24,821	24,466	101.4	24,698	24,357	101.4	99.5	99.6
宮崎	19,663	19,695	99.8	19,848	20,151	98.5	19,763	20,092	98.4	99.6	99.7
鹿児島	27,726	27,993	99.0	28,233	28,880	97.8	28,173	28,846	97.7	99.8	99.9
沖縄	24,984	24,678	101.2	25,515	25,780	99.0	25,773	25,982	99.2	101.0	100.8
全国	3,938,243	3,457,699	98.3	3,995,182	3,522,299	98.0	3,991,446	3,509,505	98.2	99.9	99.7

8 税目別決算見込額調(全)

税目	年度		26				27					
	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合
県民税	6,495,130	103.1	6,177,422	103.9	39.4	95.1	6,385,325	98.3	6,110,536	98.9	33.9	95.7
個人	5,413,605	101.5	5,102,493	102.3	32.5	94.3	5,440,575	100.5	5,171,686	101.4	28.7	95.1
(均等割および所得割)	5,028,413	100.8	4,717,301	101.6	30.1	93.8	5,062,130	100.7	4,793,241	101.6	26.6	94.7
(配当割)	243,137	186.9	243,137	186.9	1.6	100.0	189,760	78.0	189,760	78.0	1.1	100.0
(株式等譲渡所得割)	142,056	65.5	142,056	65.5	0.9	100.0	188,685	132.8	188,685	132.8	1.0	100.0
法人	969,153	114.2	962,557	114.6	6.1	99.3	849,371	87.6	843,467	87.6	4.7	99.3
利子割	112,372	97.8	112,372	97.8	0.7	100.0	95,379	84.9	95,383	84.9	0.5	100.0
事業税	3,226,568	111.8	3,203,201	112.2	20.4	99.3	3,722,741	115.4	3,703,388	115.6	20.5	99.5
個人	193,877	102.0	186,410	102.8	1.2	96.1	200,442	103.4	193,883	104.0	1.1	96.7
法人	3,032,691	112.5	3,016,791	112.8	19.2	99.5	3,522,299	116.1	3,509,505	116.3	19.5	99.6
地方消費税	3,106,400	117.2	3,106,400	117.2	19.8	100.0	4,974,195	160.1	4,974,195	160.1	27.6	100.0
譲渡割	1,989,660	104.3	1,989,660	104.3	12.7	100.0	3,707,589	186.3	3,707,589	186.3	20.6	100.0
貨物割	1,116,740	150.5	1,116,740	150.5	7.1	100.0	1,266,606	113.4	1,266,606	113.4	7.0	100.0
不動産取得税	395,862	103.1	371,713	104.1	2.4	93.9	396,730	100.2	376,758	101.4	2.1	95.0
県たばこ税	155,342	90.0	155,341	90.0	1.0	100.0	153,023	98.5	153,023	98.5	0.8	100.0
ゴルフ場利用税	48,054	96.9	47,888	97.1	0.3	99.7	47,651	99.2	47,538	99.3	0.3	99.8
自動車取得税	86,282	44.6	86,274	44.6	0.6	100.0	137,309	159.1	137,298	159.1	0.8	100.0
軽油引取税	951,401	99.2	935,578	99.2	6.0	98.3	937,783	98.6	924,528	98.8	5.1	98.6
自動車税	1,585,642	98.5	1,556,198	98.8	9.9	98.1	1,567,105	98.8	1,542,803	99.1	8.6	98.4
鉦区税	349	94.9	332	96.1	0.0	95.2	344	98.5	327	98.4	0.0	95.2
固定資産税	1,692	100.2	1,692	100.2	0.0	100.0	2,261	133.6	2,261	133.6	0.0	100.0
法定外普通税	31,162	128.9	31,162	128.9	0.2	100.0	39,658	127.3	39,658	127.3	0.2	100.0
狩猟税	1,487	94.2	1,487	94.2	0.0	100.0	935	62.9	935	62.9	0.0	100.0
法定外目的税	9,166	107.7	8,751	108.4	0.1	95.5	9,339	101.9	8,939	102.1	0.1	95.7
旧法による税	1,951	65.7	56	49.8	0.0	2.9	1,648	84.5	52	92.7	0.0	3.2
計	16,096,487	105.6	15,683,495	106.2	100.0	97.4	18,376,046	114.2	18,022,240	114.9	100.0	98.1

注 百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

国計・平成26年度～29年度)

28						29						
調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	
6,129,596	96.0	5,891,366	96.4	32.5	96.1	6,345,076	103.5	6,138,129	104.2	33.4	96.7	県民税
5,326,741	97.9	5,093,453	98.5	28.1	95.6	5,519,846	103.6	5,316,440	104.4	28.9	96.3	個人
5,122,069	101.2	4,888,781	102.0	27.0	95.4	5,162,064	100.8	4,958,658	101.4	27.0	96.1	(均等割および所得割)
128,160	67.5	128,160	67.5	0.7	100.0	175,726	137.1	175,726	137.1	1.0	100.0	(配当割)
76,513	40.6	76,513	40.6	0.4	100.0	182,056	237.9	182,056	237.9	1.0	100.0	(株式等譲渡所得割)
758,404	89.3	753,462	89.3	4.2	99.3	765,915	101.0	762,374	101.2	4.1	99.5	法人
44,451	46.6	44,451	46.6	0.2	100.0	59,315	133.4	59,315	133.4	0.3	100.0	利子割
4,278,602	114.9	4,261,279	115.1	23.5	99.6	4,202,977	98.2	4,193,928	98.4	22.8	99.8	事業税
203,824	101.7	197,961	102.1	1.1	97.1	207,795	101.9	202,482	102.3	1.1	97.4	個人
4,074,778	115.7	4,063,318	115.8	22.4	99.7	3,995,182	98.0	3,991,446	98.2	21.7	99.9	法人
4,702,828	94.5	4,702,828	94.5	26.0	100.0	4,735,276	100.7	4,735,276	100.7	25.7	100.0	地方消費税
3,606,564	97.3	3,606,564	97.3	19.9	100.0	3,597,871	99.8	3,597,871	99.8	19.6	100.0	譲渡割
1,096,264	86.6	1,096,264	86.6	6.1	100.0	1,137,405	103.8	1,137,405	103.8	6.2	100.0	貨物割
415,016	104.6	396,717	105.3	2.2	95.6	422,145	101.7	406,547	102.5	2.2	96.3	不動産取得税
148,903	97.3	148,901	97.3	0.8	100.0	140,948	94.7	140,948	94.7	0.8	100.0	県たばこ税
46,019	96.6	45,940	96.6	0.3	99.8	44,799	97.3	44,728	97.4	0.2	99.8	ゴルフ場利用税
146,076	106.4	146,060	106.4	0.8	100.0	189,695	129.9	189,680	129.9	1.0	100.0	自動車取得税
944,982	100.8	933,158	100.9	5.2	98.7	961,160	101.7	948,699	101.7	5.2	98.7	軽油引取税
1,555,046	99.2	1,534,927	99.5	8.5	98.7	1,557,321	100.1	1,540,464	100.4	8.4	98.9	自動車税
347	100.8	331	101.1	0.0	95.5	347	99.9	332	100.2	0.0	95.8	鉦区税
2,793	123.5	2,793	123.5	0.0	100.0	4,430	158.6	4,430	158.6	0.0	100.0	固定資産税
39,887	100.6	39,887	100.6	0.2	100.0	42,884	107.5	42,884	107.5	0.2	100.0	法定外普通税
855	91.4	855	91.4	0.0	100.0	848	99.2	848	99.2	0.0	100.0	狩猟税
9,307	99.7	8,956	100.2	0.0	96.2	10,070	108.2	9,731	108.7	0.1	96.6	法定外目的税
1,110	67.4	31	59.4	0.0	2.8	795	71.6	31	99.8	0.0	3.9	旧法による税
18,421,368	100.2	18,114,031	100.5	100.0	98.3	18,658,771	101.3	18,396,655	101.6	100.0	98.6	計

9 平成30年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 《通常終始分》 定

…

二成一定総額入比概要税入見込その内3調4課標準率覧 込

定

の種及び加方7て方、一雑 第表な構成度に対す単位成特、一庫 第) 収雑 入二A 位) B 減一

の種類ごと総額類及び前年度に対する増減二要び加率税 I 類額く構表な減一

II く成の種類揮発単加率2 I 類額く構表な減一

通 定総額入比概要税入見込その内3調4課標準率覧 込定

石	災	別発雑に對 ガ自	別発特に對 種自	二 要 び ガ自種自	二 要 重 ガ自
量 2	讓	与	雑例特例	雑収7雑	収
航 2	讓 4	3 与	特庫例	特庫雑例	庫
税 2	讓 空 機 燃 4	3 与	特庫例	特庫収	ん 収
2 法 燃 人 III 4	3 与	与	庫	雑	ん 雑
交 IV V 義 務 教 4	3 与	与	特7庫	特庫収	(庫 例庫
国 育 職 員 負 3	4 3 与	与	例	例	収 収
支 付 し 額 担 4	3 与	与	特庫	特庫	収 収
使 2	讓 所 他 付 し 4	3 与	特収特(((、\方一	雑例 収
普 2	讓 付 金 4	5 5	(庫例	(雑坊	特7 (雑
通 2	讓 4	5 与	(収収庫	(雑特方	ん 雑特難
助 出 6	6 債 5	5	難庫特	難庫7	(、特 収
税 等 7	生活扶イ行 3	的 医 療 5	庫特坊	庫特坊	ん 特収
2	ウ 類 介 護 エ お 児 医 療 5	童	(、\雑	(、\例	庫庫 収
ガ自	オ 障 害 児 的 童 医 療 5	5	例(一	例庫特(ん 雑例
ガ自	立 援 害 児 的 童 医 療 5	5	例(特	難、77	例 収
ガ自	キ 高 害 児 的 童 医 療 5	5	一雑坊	一収	雑特 例庫
ガ自	校 授 徴 高 的 童 医 療 5	5	(特一	(特収	雑一 雑収
ガ自	ク 子 ども 6 た 行 5 的 童 医 療 5	5	難庫坊	特、例	庫特 例
ガ自	校 授 0 防 童 4	5 5	難庫	例収一	ん 特特
ガ自	不 も 共 童 建 設 有 源 3 え 提 旧 4	5 5	雑 雑庫	雑庫方	庫一 収
ガ自	前 年 共 童 建 設 童 供 建 6 た 5	4 5 5	方、一	一、方	(収方 雑
ガ自	所 在 市 類 町 類 生 活 業 徴 活 行 5 的 医 療 5	5	特(例方(特特難(ん 方収
ガ自	不 整 財 源 的 お 児 医 療 5	5	特、\、庫	特、難難	7特 特例
ガ自	護 エ 安 策 財 源 的 お 児 医 療 5	5	特、一、収	特、収特	7坊 特例
ガ自	費 子 興 事 財 源 的 お 児 医 療 5	5	特庫	雑(ん 7 ん 庫難
国 出 電 域 定 衛 策 童 周 辺 備 貯 蔵 児 発 4	5 5	5	特難	特難	収 収
支 衛 策 童 周 辺 備 貯 蔵 VI VII 4	5 5	5	一特	一特	収 収
使 4 エ VIII 給 る IX 付 し 4	5 5	5	7特	7特(ん (ん 雑(
料 X 分 も 2 2 合 る IX 童 4	5 5	5	(、\方	(、\7	ん 方 ん 庫
9 付 計 係 画 衛 策 注 上 VII 記 VI VII 4	5 5	5	雑収	雑例	特 一収
・ 法 燃 含 ま 衛 策 も 2 る IX 童 4	5 5	5	庫例	庫	ん (ん 収
同 2	讓	用	、特、坊	、(、収一	特、 収
致 手 数 3	前 年 0	8 3	(収((、\例	ん 、雑 ん 収
見 復 旧 種			例特方収	例特難収	庫収 収
込 興 事 業 興 般 財 源 歳 充 当 分 全 防 災			ん 一	ん 一	収 収
道 給 出 係 費 財 源 歳 充 当 分 全 防 災			ん 雑	ん 特庫	ん 方(雑収
の 種 府 県			方、\、雑	方7、\、方	特、庫 収

与目	別 発 雑 に 対					単 民			
	別発特に 対防アよ 制び ガ自	個営そす 割減VI計 よ制び ガ自	個営そす 割減旧種 よ制び ガ自	与イ得ウ す割減二 要旧よ制 び ガ自	得ウそす 割減旧種 よ制び ガ自	別発特に 対防アよ 制びする 増減二要 旧び ガ自	ガ自	収	ガ自
2 財 源 与	例雑収	例特 例庫	例特例雑	%	例特例雑	ん	庫	一	一 区
式 渡 他	特収収	特 例庫	特収一	%	特収一		例		収 雑
貨 そ 他	例 雑収	例 例 (例 雑収	%	例 雑収	ん	収 例		一 区
交 2 譲 鉱 的 与	例 庫 雑	例 収 方	例 収 方	%	例 収 方		収 庫		収 雑
式 4 引 消	雑 雑 例	雑 例 方	雑 例 方	%	雑 例 方		例 収		収 例
貨 固 狩 消	特 収 (特 特 例	特 特 例	%	特 特 例	ん	雑 庫		一 区
国 え V 猟 小 物 与	例 収 方	例 例 特	例 収 方 ん	特	例 収 方		一 方		収 区
支 改 正 C 町 東 日 与	例 庫 方	例 雑 方	例 雑 方	特	例 収 一	ん	収 (一 雑 雑
使 本 大 免 B こ 数 与	例 例	例 例	例 方	%	例 方	ん	(一 区
料 IV V 義 小 物 与	例 雑 (例 収 7	例 収 7 ん	例	例 収 庫		雑 例		特 収 特
9 土 燃 家 小 与	例 雑 収	例 庫 庫	例 ((例 特		特		収 収
・ IV V 義 与	庫 例	庫 庫 例	庫 特 方	%	庫 特 方		方 例		収 収 7
収 屋 石 与	雑	雑	雑	%	雑		収		収 収
((償 計 均 猟 与 村 金 災 童 自	雑 (一 庫	一 庫	%	一 庫		例		特 例 区
改 正 C 護 与 県	例 収 特 方	例 収 庫	例 収 一	特	例 収 特	ん	雑 収 7		一 雑
航 目 水 与									
税 却 湯 与	方	方	方	%	方		収		収 収
改 正 C 目 水 与 県	方	方	方	%	方		収		収 収
普 改 正 C 与 都 県	例 雑 収	例 収 雑	例 収 庫	特	例 収 収	ん	雑 収 7		一 雑
通 益 参 考 離 比 費 ず 割	ん 7 一 ん	雑 一 ん	雑 一 雑	% ん	雑		例		一 例 収
減 要 臨 童									
助 改 正 C 与 県	例 収 収 7	例 収 収	例 庫 特	特	例 庫 一	ん	雑 収 特		一 雑
時 備 貯 蔵 与									
キ 護 エ 与									
税 備 貯 蔵 株 与	例 雑 収	例 収 特	例 雑 (特	例 雑 雑	7 雑 例	収 収 方		収 収 方
式 渡 他 9 童 消	例 庫 特	特 収 庫	例 収 7	%	例 収 7		特 例		収 雑
貨 周 物 消	例 収 庫	例 庫 例	例 庫 特	%	例 庫 特		庫 収 特		収 収 (
産 所 他 9 童 消	例 収 庫	例 庫 一	例 庫 7	%	例 庫 7		(収 特 特
取 所 他 与 消	庫 雑 特	庫 収 (庫 収 庫	特	庫 収 庫		雑 一		収 例 例
2 償 計 均 猟 与	方 例 例	例 例 特	収 雑 (庫	収 雑 収		例 特		収 収 庫
式 相 2	雑 例 収	雑 例 特	雑 例 収 7	特	雑 例 収 方		一 特		収 特 特
貨 か ら	例 収 収	例 収 収	例 収 特 (雑	例 収 特 例	ん	雑 7		一 収
産 控 除 均 猟	例 収 7	例 収 方	例 収 特	%	例 収 特		(7		収 収 一
取 4 5 5	方 一	方 特	方 特	%	方 特	ん	庫		一 雑
交 土 IV V 義 与	特 庫 収	特 収 特	特 収 例	%	特 収 例		一 方		収 区
国 備 貯 蔵 町 東 日 与	例 特 方	例 例 雑	例 例 雑	方 (例 収 例	ん	7 例		一 雑 雑
支 屋 猟 与	特 (方	方	%	方	ん	雑		一 庫 区
使 付 し 相 2 徴 電 与	(方	方	%	方	ん	.		例 区 (
備 貯 蔵 護 与 県	例 収 庫	特 収 例 方	特 収 雑	方	特 収 雑	7 特 例			収 雑 特

与目	別発特に 対防アよ 制び	別 発 雑 に 対				単 民	
		個営そす 割減VI計 よ制び	個営そす 割減旧種 よ制び	与イ得ウ す割減二 要旧よ制 び	得ウそす 割減旧種 よ制び	別発特に 対防アよ 制びする 増減二要 旧び	民 自収
航 目 水 与							
税 種 算 与		特雑	特雑	特雑	%	特雑	例 収区
2 財 源 周 与		雑777	雑例雑	雑特雑	%	雑特雑	庫 収区
交 常 備 県 わ 与		特庫庫	雑庫収	雑収雑	%	雑収雑	例方 収区
国 - こ 2 千 与 童		収	収	収	%	収	収 %
備貯蔵目水与県		例例	庫収	庫	%	庫	庫(収特
普 備 貯 蔵 与 都 県		特(例	特収方	特(雑	方 特(方	例	収特
通 益 参 考 離 比 費 寸 割 減 要 臨 童		ん 庫	特(ん	特(% ん 特(ん 例	特区
助 備 貯 蔵 与 県		特収.例	特(方	特(庫	方 特(方	例	収特

) 退又入 こ所消45 5成ル防消45 5成場軽童4 引周物消45 5成災山A与周物消45 5成改正C 株与周物
 消林損45 5成2讓鉦的与45 5成本大免Bこ数与45 5成IVV義小物与45 5前年土燃家小与45
 5寸社防増減5び兆改正C 与会険規模位成備貯蔵与すA 济位町B府類5び加成次類額く構表な減一

) 油△ 。第八

石 災	別発特に 対防アよ 制び	別 発 雑 に 対				単 民	
		個営そす 割減旧種 よ制び	個営そす 割減旧種 よ制び	与イ得ウ す割減二 要旧よ制 び	得ウそす 割減旧種 よ制び	別発特に 対防アよ 制びする 増減二要 旧び	民 自収
改 正 C 与		例庫収	例特雑	特	例雑(方(収庫
備 貯 蔵 与		特例、(雑	特例、方	庫	特例、. 雑	特雑	収特
府 県		雑収77雑	雑例収方(特雑	雑例特例	雑77雑(収区

) 退又入 エ 掛旧6 災額益参考離比費災兆府济位町2讓与類旧種よ制び加雑て庫収特 第表な減一

附 表 平成30年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	△ 2		△ 2
一定の住宅用地に係る税額の減額措置の拡充等	△ 2		△ 2
地方たばこ税	29	181	210
たばこ税の見直し	29	181	210
自動車取得税	△ 4		△ 4
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の拡充	△ 4		△ 4
軽油引取税	1		1
課税免除の特例措置の見直し	1		1
固定資産税		5	5
合 計	24	186	210
国税の税制改正に伴うもの	1	2	3
法人住民税	1	2	3
法人事業税	0		0
再 計	25	188	213

(注) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収見込額は、初年度2億円と見込まれる。

通 定 体 第 入 込 所 内 入 常 定

与 目	A 与 I は び 童	与 重				
道 普 府 通 県 民 税	<p>渡 他 税 9 童消 別発雑に對A与よ制他イ7持、另命他入</p> <p>2 周物消 自A与及周物5び成A与寡扶周物5び 婦加A与夫勤周物5び)及周物5び成 寡扶周物5び婦加夫勤周物5び会 復勞規模び成立援の規模び成偶養徴礎 3 規模び成都、申を源整告童選5規 模び成、択徴礎3 規模び成2比徴礎3 規模び成、子ど規模び成先つ)先長入 規模び成期短建、規模び成ル〜ど規 模び成ル〜ど付し規模び成害指規模 び前年あ内規模び兆規模位町5び入)別発雑に對A与Iはよ制び(雑(特例 。第入</p> <p>だが災山A与兆優良位町少B場軽 童す補減ル防周物童成相2安狩童類 4 引す補減4 引周物成歳充場軽童す 補減4 引周物童成少B場軽童す補減 4 引周物童前年宅狩小家す補減復周 物童す万B) 加成介類周物額石災位 町少B場軽童す補減A与ル防周物童 類5び成A与以下4 引周物5び成A 与間下4 引周物5び成歳充場軽童す 補減A与4 引周物童類5び成少B場 軽童す補減A与4 引周物童類5び婦 加宅狩小家す補減A与復周物童類5 び</p>	<p>渡 他 税 9 童消 I は与重)別発特に對居別発雑に對入 にび(庫第 { 考該与重 にび(庫第す にび 庫第兆A 済位町び }</p> <p>2 周物消 自</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">I は与重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">A与及周物5び成 A与寡扶周物5 び婦加A与夫勤 周物5び</td> <td style="vertical-align: top;">収災類国) 敷計常備類石 合買す換周兆電 増B府す加成 収災類特入</td> </tr> </tbody> </table> <p>業だが災山A与兆優良位町少B場軽 童す補減A与ル防周物童類5び 収災類2) 敷計常備類石合買す換周兆電増 減B府す加成 収災類入 業A与以下4 引周物5び 収災類2) 敷計常備類石合買す換周兆電増 減B府す加成 収災類入 町適位成 以下4 引周物受則ハ II 換泉 2 類定行額不水 II 相 2 小物す均増 減市類類4 引す補減市類表な減 B府 特収収第座価表な減B府 収災類 収) 敷計常備類石合買す換周兆電 増減B府す加成 収災類収入 特収収第兆, 億減B府 雑(第) 敷計常備類石合買す 換周兆電増減B府す加成 (7 第入額A与以下4 引周物5び 会險特収収第兆規模位町5 び類 収災類2) 敷計常備類石 合買す換周兆電増減B府す 加成 収災類税入す社防増減5 び額類府県び 以下4 引周物受周電下納 収 兆, 億減= 換数から前年ヲ類ハ 2類4 引ノ歳計類= 換数当猟す 補減帰属億ヲ4 属自額付金類※数 兆回震減市類兆模、一入す補減市 類表な減B府 7収収第座価表な減B府 収災類 収) 敷計常備類石合買す換周兆電 増減B府す加成 収災類収入 定</p>		I は与重	A与及周物5び成 A与寡扶周物5 び婦加A与夫勤 周物5び	収災類国) 敷計常備類石 合買す換周兆電 増B府す加成 収災類特入
	I は与重					
A与及周物5び成 A与寡扶周物5 び婦加A与夫勤 周物5び	収災類国) 敷計常備類石 合買す換周兆電 増B府す加成 収災類特入					

与 目		A 与 I は び 童	与 重
道	普	府	<p>7収収口第兆，億減B府 . 7口第) 敷計常備類石合買す換周 兆電増減B府す加成例口第入額A 与以下4 引周物5 び会険 7収収口 第兆規模位町5 び類 収災類2) 敷 計常備類石合買す換周兆電増減B 府す加成 収災類税入す社防増減5 び額類府県び</p> <p>業A与間下4 引周物5 び 収災類雑7) 敷計常備類石合買す換周兆電増減 B府す加成 収災類 税入</p> <p>町適位成 出婦加2 談不整三基童する増 減相2 童類4 引す補減間下4 引 周物類B府 収災類2) 敷計常備類石合買す換周兆電 増減B府す加成 収災類税入</p> <p>業歳充場軽童す補減A与4 引周物童 類5 び 収災類2) 敷計常備類石合買す換周兆電増減 B府す加成 収災類税入 業少B場軽童す補減A与4 引周物童 類5 び 収災類2) 敷計常備類石合買す換周兆電増減 B府す加成 収災類税入 業宅狩小家す補減A与復周物童類5 び 収災類2) 敷計常備類石合買す換周兆電増減 B府す加成 収災類税入</p>
			<p>郡(寡扶周物する位) 加成介類周物額石 災位町寡扶周物類5 び</p> <p>交 こ所消 歳計類こ所成旧千類災ル童) こ所童入 類5 び) 別発雑収対A与Iはよ制び. い収。 第入</p> <p>国 ル防消 歳計類少B場軽童類ル防童) 付計ル 防童入類5 び) 別発雑収対A与Iはよ制び雑収. 備特 第入</p> <p>支 場軽童4 引周物消 分掲提旧げ外すく震減少B場軽童類 4 引類る値童す補減周物類5 び) 付計 場軽童4 引周物5 び入) 別発雑収対A与Iはよ制び雑収. 雑 第入</p> <p>そ 他 税 9 童消) 別発雑収対各与等ア どよ制8 雑. (年齢他入</p>
府	通	県	<p>郡(災山A与す補減寡扶周物類5 び 収災類国</p> <p>交 こ所消 歳計与重 収災類支</p> <p>国 ル防消 歳計与重 収災類支</p> <p>支 場軽童4 引周物消 歳計与重 収災類支</p> <p>そ 他 税 9 童消 Iは与重 均考5 童類び受税命口第座価表な減 その他 にび特収収第 均考5 童類び受税命口第兆，億税。 第座価表な減其他 にび庫収収第 均考5 童類び受税。第兆，億 収 第 座価表な減其他 にび 雑収収第 均考5 童類び受 収 第兆，億庫収 第 座価表な減其他 にび庫収収第 均考5 童類び受庫収 第兆，億減其他 にび均収収第</p>
			<p>郡(災山A与す補減寡扶周物類5 び 収災類国</p> <p>交 こ所消 歳計与重 収災類支</p> <p>国 ル防消 歳計与重 収災類支</p> <p>支 場軽童4 引周物消 歳計与重 収災類支</p> <p>そ 他 税 9 童消 Iは与重 均考5 童類び受税命口第座価表な減 その他 にび特収収第 均考5 童類び受税命口第兆，億税。 第座価表な減其他 にび庫収収第 均考5 童類び受税。第兆，億 収 第 座価表な減其他 にび 雑収収第 均考5 童類び受 収 第兆，億庫収 第 座価表な減其他 にび庫収収第 均考5 童類び受庫収 第兆，億減其他 にび均収収第</p>

与目		A 与 I は び 童	与 重
道 府 県 税	普	事業税 渡他 周物) 財源ゆ規模前年財源柔装ど規模跡類周物入 財源ゆ規模 に特収口第	渡他 I は与重 税率歳ご財源兆営圧渡他 収災類支 2 率8 ご財源兆営圧渡他 収災類国 交率でご財源) 国す連結減市類兆模、一 兆営圧渡他 収災類支 国率でご財源類圧師な担仕成れ格月件 満婦加敷新成加構成築戸圧成既改VII興 類介類立源すと増減財源前年存床面源 兆営圧渡他 収災類交 イ了与重 I は与重類 区き
		地方消費税 税 4 引消 A 与均獵類4 引童す補減鉦的与び会 険積種㎡童す補減鉦的与び童兆規模位 町跡類鉦的与び 2 固狩消 A 与固狩す補減鉦的与び	税 4 引消 歳計与重 雑類 (- 2 固狩消 歳計与重 雑類 (-
	通	不動産取得税 小物位町相 2 婦加から類値ず 方自 泉 2 前年泉 2 単は相 2 類小物受別発 方 に税乗税参会険別発雑に交乗雑参較表類 納す営 + ㎡町 B 府すく B) 加 A 与 I は兆 値ず類2 災類税額増減一 方自 歳計類地じ兆売町増販製換泉す万 B) 加成税造す万築 (特収口第兆値ず会険規模 増減一 方自 歳計類地じ兆売町増紙巻換泉す万 B) 加成税造す万築成販製類損下す割構 収口 第居 (特収口第兆値ず会険規模増減一 方自 方自 方自 類換泉す補減相 2 す万 B) 加成 類口第婦加降級品類2 き) 特収口了対入類 相 2 類値ず類B リ ㎡会離築B びす与重兆 ト台町び兆要び増減一	I は与重 収災類国 町適位成別発 方自 国乗税参会険別発雑 に交乗雑参較表類納す営 + ㎡町換泉前年 相 2 類小物す万 B) 加 収災類交
		道たばこ県税 都輪型輪源ど童する増減輪引位童す補減排 ラ町東日類考 8	歳計与重 ク被町東日童) 別発雑に国乗税参居・乗雑参入 (収考す万築 方第) 別発雑に (乗税参座最入 (収考す万築 雑第 事で載ン類ク被町東日 (収考す万築 7第
	税	ゴルフ場税 こ数参 8	I は与重 イ了与重 税他税参す万築 方第 税他税参す万築 (特収第
	自取 動得 車税	IV V 義類小物値び	歳計与重 準源数IV V 義前年土IV V 義 収災類2 少課座並類IV V 義 収災類交
	軽油 引取 税	家小構す補減土燃類 8 教	歳計与重 税フ部応格バ大す万築 雑、収第

与 目			A 与 I は び 童	与 重	
道	普	自	IV V義類路8	I は与重 税 ト数義) で線類都運IV V義兆模、一入 準源数 及砂ち教 与び) にび入 税 応格バ大座価 一庫収第 税 応格バ大, 区庫格バ大座価 方庫収第 区庫格バ大, 2 応格バ大座価 .い庫収第 2 応格バ大, 特庫格バ大座価 雑列庫収第 特庫格バ大, 交 応格バ大座価 庫収第 交 応格バ大, 雑庫格バ大座価 代庫収第 雑庫格バ大, 国 応格バ大座価 特庫収第 国 応格バ大, 例庫格バ大座価 特庫収第 例庫格バ大, 使 応格バ大座価 特庫収第 使 応格バ大, 例庫格バ大, 使 応格バ大座価 特庫収第 使 応格バ大, 例庫格バ大, IVか数 及砂ち教 与び) にび入 税 応格バ大座価 特庫収第 税 応格バ大, 区庫格バ大座価 雑列庫収第 区庫格バ大, 2 応格バ大座価 雑列庫収第 2 応格バ大, 特庫格バ大座価 例庫収第 特庫格バ大, 交 応格バ大座価 庫収第 交 応格バ大, 雑庫格バ大座価 庫収第 雑庫格バ大, 国 応格バ大座価 77庫収第 国 応格バ大, 例庫格バ大座価 一7庫収第 例庫格バ大, 使 応格バ大座価 方庫収第 使 応格バ大, 例庫格バ大, 2 バ延格権) で線類都運IV V義兆模、一入 準源数 震担家IV V義前年試震担家IV V 義兆模、一入 掘離品採教 与び) にび入 税バ可座価 7庫収第 税バ可, 2 バ可座価 .い庫収第 2 バ可, 交バ可座価 特庫収第 交バ可, 国バ可座価 庫収第 国バ可, 支バ可座価 方庫収第 支バ可, 使バ可座価 特庫収第 使バ可, 料バ可座価 特庫収第 料バ可, 9バ可座価 特庫収第 9バ可, 特庫収第 す9バ可兆, 億減性災税バ可較表 総額す例庫収第兆A 済位町び	
				府	通
県	税	税			
税					

与目		A 与 I は び 童	与 重
道	普	自	IVか数 震担家IVV義前年試震担家IVV 義兆模、一入 掘離品採教 与び) にび入 税バ可座価 方収第 税バ可, 2 バ可座価 (庫第 2 バ可, 交バ可座価 7収第 交バ可, 国バ可座価 特庫第 国バ可, 支バ可座価 特庫第 支バ可, 使バ可座価 雑収第 使バ可, 料バ可座価 雑収第 料バ可, 9 バ可座価 例庫第 9 バ可, 例庫第 す9 バ可兆, 億減性災税バ可較表 総額す7雑第兆A 济位町び
			震担家IVV義 準源数 都運IVV義 にび 庫第 護E IVV義 にび 庫第 IVか数 都運IVV義 にび 収特第 護E IVV義 にび 特収第 試震担家IVV義 準源数 都運IVV義 にび 雑収第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 庫第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 庫第す9 バ可兆, 億減性災税バ 可較表総額す雑収第兆A 济位町び ガこび自 IVか数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 収特第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 収特第す9 バ可兆, 億減性災税 バ可較表総額す庫収第兆A 济位 町びガこび自 賃 バ延格権類匠師掘離ト義計イ 受国他 座少表な減市類類与重加少課与びす 次類石災す天台町び兆A 济位町び一 準源数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 雑収第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 例収第 庫格バ大, 7雑第 IVか数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 庫特第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 7雑第 庫格バ大, 方収第 交 然III) で線類都運IVV義兆模、一自 準源数 歳充ト府数 つ河計下メ営類数す定増 減市類入 ト義計イ 与び) にび入 雑他座価 特収第 雑他, 例他座価 例庫第 例他, 庫他座価 7庫第 庫他, 7他座価 特収第 7他, 一他座価 特庫第 一他, 7他座価 特庫第 7他, 特収第
府	通	動	震担家IVV義 準源数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 庫第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 庫第す9 バ可兆, 億減性災税バ 可較表総額す雑収第兆A 济位町び ガこび自 IVか数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 収特第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 収特第す9 バ可兆, 億減性災税 バ可較表総額す庫収第兆A 济位 町びガこび自 賃 バ延格権類匠師掘離ト義計イ 受国他 座少表な減市類類与重加少課与びす 次類石災す天台町び兆A 济位町び一 準源数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 雑収第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 例収第 庫格バ大, 7雑第 IVか数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 庫特第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 7雑第 庫格バ大, 方収第 交 然III) で線類都運IVV義兆模、一自 準源数 歳充ト府数 つ河計下メ営類数す定増 減市類入 ト義計イ 与び) にび入 雑他座価 特収第 雑他, 例他座価 例庫第 例他, 庫他座価 7庫第 庫他, 7他座価 特収第 7他, 一他座価 特庫第 一他, 7他座価 特庫第 7他, 特収第
			震担家IVV義 準源数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 庫第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 庫第す9 バ可兆, 億減性災税バ 可較表総額す雑収第兆A 济位町び ガこび自 IVか数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 収特第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 収特第す9 バ可兆, 億減性災税 バ可較表総額す庫収第兆A 济位 町びガこび自 賃 バ延格権類匠師掘離ト義計イ 受国他 座少表な減市類類与重加少課与びす 次類石災す天台町び兆A 济位町び一 準源数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 雑収第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 例収第 庫格バ大, 7雑第 IVか数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 庫特第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 7雑第 庫格バ大, 方収第 交 然III) で線類都運IVV義兆模、一自 準源数 歳充ト府数 つ河計下メ営類数す定増 減市類入 ト義計イ 与び) にび入 雑他座価 特収第 雑他, 例他座価 例庫第 例他, 庫他座価 7庫第 庫他, 7他座価 特収第 7他, 一他座価 特庫第 一他, 7他座価 特庫第 7他, 特収第
県	税	税	震担家IVV義 準源数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 庫第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 庫第す9 バ可兆, 億減性災税バ 可較表総額す雑収第兆A 济位町び ガこび自 IVか数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 収特第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 収特第す9 バ可兆, 億減性災税 バ可較表総額す庫収第兆A 济位 町びガこび自 賃 バ延格権類匠師掘離ト義計イ 受国他 座少表な減市類類与重加少課与びす 次類石災す天台町び兆A 济位町び一 準源数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 雑収第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 例収第 庫格バ大, 7雑第 IVか数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 庫特第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 7雑第 庫格バ大, 方収第 交 然III) で線類都運IVV義兆模、一自 準源数 歳充ト府数 つ河計下メ営類数す定増 減市類入 ト義計イ 与び) にび入 雑他座価 特収第 雑他, 例他座価 例庫第 例他, 庫他座価 7庫第 庫他, 7他座価 特収第 7他, 一他座価 特庫第 一他, 7他座価 特庫第 7他, 特収第
			震担家IVV義 準源数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 庫第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 庫第す9 バ可兆, 億減性災税バ 可較表総額す雑収第兆A 济位町び ガこび自 IVか数 都運IVV義 にび 庫雑第 護E IVV義表9 バ可座価類市類 にび 収特第 護E IVV義表9 バ可, 類市類 収特第す9 バ可兆, 億減性災税 バ可較表総額す庫収第兆A 济位 町びガこび自 賃 バ延格権類匠師掘離ト義計イ 受国他 座少表な減市類類与重加少課与びす 次類石災す天台町び兆A 济位町び一 準源数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 雑収第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 例収第 庫格バ大, 7雑第 IVか数 及砂ち教 A 济び 税 応格バ大座価 庫特第 税 応格バ大, 庫格バ大座価 7雑第 庫格バ大, 方収第 交 然III) で線類都運IVV義兆模、一自 準源数 歳充ト府数 つ河計下メ営類数す定増 減市類入 ト義計イ 与び) にび入 雑他座価 特収第 雑他, 例他座価 例庫第 例他, 庫他座価 7庫第 庫他, 7他座価 特収第 7他, 一他座価 特庫第 一他, 7他座価 特庫第 7他, 特収第

与 目		A 与 I は び 童	与 重
道 府 県 税	普通自動車税		歳充ト府数座並 ト義計イ 与び) にび入 雑他座価 特例庫庫第 雑他, 例他座価 雑例庫庫第 例他, 庫他座価 雑例庫庫第 庫他, 7他座価 例例庫庫第 7他, 一他座価 庫庫庫庫第 一他, 7他座価 庫庫庫庫第 7他, 例例庫庫第 IVか数 ト義計イ 与び) にび入 雑他座価 雑例庫庫第 雑他, 例他座価 例例庫庫第 例他, 庫他座価 例例庫庫第 庫他, 7他座価 庫庫庫庫第 7他, 一他座価 7庫庫庫第 一他, 7他座価 一例庫庫第 7他, 雑例庫庫第 国 で線類都運IV V義 準源数 にび例庫庫第 IVか数 にび7庫庫第 イ了与重 I は与重類 例庫
		屋石類級品成べ屋石類登以婦加級品	歳計与重 税 べ屋兆目水額位 II B 屋源録類屋石 銃許屋石 級品 収式件大総額す にび特例第 網許屋石 級品 収式件大総額す にび例第 町適位成法燃婦加 負 人 III 兆目 水額増減屋源録類屋石すな) 加成少課 類交災類2 類与重額増減一 2 べ屋兆目水額増減屋源録類屋石 降す巻増減市類 登以 収式件バ大総額す にび7庫第 類介類市類 級品 収式件大総額す にび特例第
	固定資産税(特例分等)	離 申類控除均猟類値び類庄師備貯蔵受 A 増減日額受表築減償計均猟与類 A 与 I は額 II 減 築 5 び兆, 億減性災類 5 び	I は与重 収災類 例庫
	目的税	却湯ど類	歳計与重 税 率歳ご 湯臨 す補減却湯ど類 兆 回震減ど表成2 す連結減ど座並類市類 7庫庫第 2 率歳ご 湯臨 す補減却湯ど類 兆 回震減ど表成改正C 株与類周物消び兆各 5 増減日額兆地位 II B 市類類庄師成歳計 類試害指ど座並類ど (収庫第 交 湯臨 婦加+ II 湯臨 す補減却湯ど 類 兆回震減ど表成国す連結減ど座並 類市類 方特例第 国 湯臨 婦加+ II 湯臨 す補減却湯ど 類 兆回震減ど表成改正C 株与類周物 消び兆各5 増減日額兆地位 II B 市類類 庄師成歳計類試害指ど座並類ど 庫庫庫第 支 率8 ご 湯臨 す補減却湯ど類 兆 回震減ど 庫庫庫第

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	目	狩		<p>6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1</p> <p>② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3</p> <p>7 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。</p> <p>① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除</p> <p>② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除</p> <p>③ 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率</p>
府	的	猟		
県	税	税		
税				

10 県税の税率等の推移

< 県民税 >

		昭和29年度	30	31	32	33	34	37	40	41	42	45	49	50
県民税	個人	創設												
	均等割	100円			500円 ただし、所得が 24万円未満 100円 24万円以上35万円未満 300円		100円							
	所得割	所得税額の5%		5.5%	6%		7.5%		8%	150万円以下 2% 150万円超 4%				
	法人	創設												
	均等割	600円			3,000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満 1,000円 50万円以上350万円未満 2,000円 法人でない社団又は財団で代表者の定めのあるもの 1,000円	2,000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満 1,000円 50万円以上350万円未満 1,500円 法人でない社団又は財団で代表者の定めのあるもの 1,000円		600円			資本金が 1,000万円超 1,000円 上記以外 600円			
	法人税割	法人税額の5% (昭和49年まで標準税率適用)	5.4%							5.5%	5.8%		5.6%	5.2%
利子割														

		51	52	53	55	56	58	59
県民税	個人							
	均等割	300円				500円		
	所得割							
	法人							
均等割	資本の金額又は出資金額が 1億円超 6,000円 1千万円超1億円以下 3,000円 1千万円以下 1,800円	資本の金額又は出資金額が 1億円超 20,000円 1千万円超1億円以下 6,000円 1千万円以下 2,000円	資本の金額又は出資金額が 50億円超 200,000円 10億円超50億円以下 100,000円 1億円超10億円以下 20,000円 1千万円超1億円以下 6,000円 上記以外 2,000円		資本等の金額(資本の金額又は出資金額と資本積立金額の合計額)が 50億円超 200,000円 10億円超50億円以下 100,000円 1億円超10億円以下 20,000円 1千万円超1億円以下 6,000円 上記以外 2,000円	資本等の金額が 50億円超 300,000円 10億円超50億円以下 200,000円 1億円超10億円以下 40,000円 1千万円超1億円以下 12,000円 上記以外 4,000円	資本等の金額が 50億円超 750,000円 10億円超50億円以下 500,000円 1億円超10億円以下 100,000円 1千万円超1億円以下 30,000円 上記以外 10,000円	
法人税割					資本の金額又は出資金額が 1億円超 6.0% 1億円以下で法人税額1千万円超 6.0% 1億円以下で法人税額1千万円以下 5.0% (標準税率：5.0%)			
利子割								

		60	63	平成元年度	3	6	7	8	11	15	18
県民税	個人								定率減税の導入（市町村民税とあわせて15%相当額（4万円上限）を控除）	【配当割の創設】 【株式等譲渡所得割の創設】	定率減税の縮減（15%控除→7.5%控除（2万円上限））
	均等割	700円						1,000円			
	所得割		130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	500万円以下 2% 500万円超 4%	550万円以下 2% 550万円超 4%			700万円以下 2% 700万円超 4%			
	法人										
	均等割					資本金等の金額が 50億円超 800,000円 10億円超50億円以下 540,000円 1億円超10億円以下 130,000円 1千万円超1億円以下 50,000円 上記以外 20,000円					資本金等の額（法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額）が 50億円超 800,000円 10億円超50億円以下 540,000円 1億円超10億円以下 130,000円 1千万円超1億円以下 50,000円 上記以外 20,000円
法人税割			資本金等の金額又は出資金額が 1億円超 5.8% 1億円以下で法人税額1千万円超 5.8% 1億円以下で法人税額1千万円以下 5.0% (標準税率：5.0%)								
利子割		創設									

		19	20	24	26
県民税	個人	【所得税から税源移譲】 定率減税の廃止	【長野県森林づくり県民税の創設】 (均等割に500円上乘せ) 【ふるさと納税制度の創設】	年少扶養控除(0-15歳)の廃止 特定扶養控除(16-18歳)の上乗せ分の廃止	防災施策の財源確保のため、均等割の標準税率に500円加算（平成35年度まで）
	均等割		1,500円（長野県森林づくり県民税を含む）		2,000円（長野県森林づくり県民税・防災財源確保措置含む）
	所得割	所得金額にかかわらず4% (市町村民税6%)			
	法人		【長野県森林づくり県民税の創設】 (資本金等の額に応じて均等割額に5%上乘せ)		【地方法人税（国税）の創設】 (法人税割の税率を1.8%引下げ)
	均等割		資本金等の額が 1千万円以下等 21,000円 1千万円超1億円以下 52,500円 1億円超10億円以下 136,500円 10億円超50億円以下 567,000円 50億円超 840,000円 (長野県森林づくり県民税を含む)		
法人税割			資本金等の金額又は出資金額が 1億円超 4.0% 1億円以下で法人税額1千万円超 4.0% 1億円以下で法人税額1千万円以下 3.2% (標準税率：3.2%)		
利子割					

<事業税（税率）>

	昭和25年度	28	29	32	34	37	39	49	平成元年度
個人	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%	第1種業務のうち助産婦業等 4%	特別所得税が事業税の第3種事業とされた 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% (うち助産婦業等 4%)	第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%			
法人	普通法人 12% 特別法人 8%		普通法人（所得課税） 50万円以下 10% 50万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 350万円以下 6% 350万円超700万円以下 9% 700万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8%	特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 9%
	収入金額課税法人 1.6%		収入金額課税 1.5%						

	10	11	16	20	22	26
個人						
法人	普通法人 400万円以下 5.6% 400万円超800万円以下 8.4% 800万円超 11% 清算所得 11% 特別法人 400万円以下 5.6% 400万円超 7.5% 清算所得 7.5%	普通法人 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6% 清算所得 9.6% 特別法人 400万円以下 5% 400万円超 6.6% 清算所得 6.6% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 7.9%	【資本金1億円超の普通法人に対し、外形標準課税の導入】 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 400万円以下 3.8% 400万円超800万円以下 5.5% 800万円超 7.2%	【地方法人特別税の創設に伴う税率の引下げ】 ※H20.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 2.7% 400万円超800万円以下 4.0% 800万円超 5.3% 清算所得 5.3% 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超 3.6% 清算所得 3.6% 外形標準課税対象法人（所得割） 400万円以下 1.5% 400万円超800万円以下 2.2% 800万円超 2.9%	(H22.10.1～) 清算所得課税の廃止	【地方法人特別税の縮小に伴う税率の引上げ】 ※H26.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 3.4% 400万円超800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 清算所得 6.7% 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超800万円以下 4.6% 清算所得 4.6% 外形標準対象法人（所得割） 400万円以下 2.2% 400万円超800万円以下 3.2% 800万円超 4.3%
		収入金額課税法人 1.3%		収入金額課税法人 0.7%		収入金額課税法人 0.9%

<事業税（税率）>

	27	28
個人		
法人	<p>【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】</p> <p>付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割</p> <p>400万円以下 1.6% 400万円超800万円以下 2.3% 800万円超 3.1%</p>	<p>【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】</p> <p>付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割</p> <p>400万円以下 0.3% 400万円超800万円以下 0.5% 800万円超 0.7%</p>

<法人事業税（分割基準）>

	昭和26年度	29	37	42	45	47	57	平成元年度	17	29
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2を事務所数 他の1/2を従業者数						証券業の追加	1/2を事務所数 他の1/2を従業者数	
運輸業・通信業 卸売・小売業・ サービス業等			各月の延従業者の 数を期末現在の従 業者の数とした	資本金が1億円以 上の法人の本社管 理部門の従業者数 については1/2				本社管理部門の従業者 数1/2措置の廃止		
製造業			資本金1億円以上の法 人の本社管理部門の従 業者数については1/ 2				資本金1億円以上 の法人の工場の従 業者数について1.5 倍	本社管理部門の従業者 数1/2措置の廃止		
鉄道業 軌道業	1/2を固定 資産の価額 他の1/2を 従業者の数	軌道の延長キロメー トル								
ガス供給業 倉庫業										
電気供給業		固定資産の価額				1/2を発電所の 固定資産の価額 他の1/2を固定 資産の価額	3/4を発電所の 固定資産の価額 他の1/4を固定 資産の価額		<ul style="list-style-type: none"> 発電事業 3/4を発電所の固定資産の 価額 他の1/4を固定資産の価額 送配電事業 3/4を電線路の電力の容量 他の1/4を固定資産の価額 小売電気事業 1/2を事務所数 他の1/2を従業員数 	

<その他の税目>

	昭和25年度	28	29	30	31	32	33	34	36	37	38	39
不動産取得税			創設 税率3%			5%	3%					
県たばこ税 (県たばこ消費税)			県たばこ消費税 の創設 税率115分の5		8%					9%		
自動車税	普通自動車・小型自動車 (二輪車・軽自動車含む) に対して課税						二輪小型自動車 ・軽自動車を 市町村税の課税 客体とした					
(☆税率の一例)	☆小型自動車(四輪車・自 家用)4,500円	☆7,200円	☆16,000円								☆小型四輪車(乗用車・ 自家用・1%以下) 12,000円	
自動車取得税						法定外普通税と して自動車取得 税を課税 【例】乗用車(自 家用)1%	【例】乗用車(自 家用)0.5%	廃止				
軽油引取税					創設 6,000円/kℓ	8,000円/kℓ		10,400円/kℓ	12,500円/kℓ			15,000円/kℓ
その他			入場税を国税に 移譲し、娯楽施 設利用税を創設	固定資産税に係 る大規模償却資 産に対する特例 を創設(1.4%)					遊興飲食税を料 理飲食等消費税 に名称変更		狩猟者税の廃止 狩猟免許税・入猟税(目 的税)の創設	

	40	42	43	49	51	54	56	59	61	平成元年度
不動産取得税							税率4% S56.7.1からS61.6.30までの 住宅取得は3% S56.7.1からS61.6.30までの 住宅用土地の取得は、税額 から4分の1相当額を減額		住宅及び住宅用土地に係 る特例措置を、 H元.6.30まで延長	住宅及び住宅用土地に係る特例措置 を、H4.6.30まで延長
県たばこ税 (県たばこ消費税)		10.3%							(S60~) 従価割 8.1% 従量割 200円/千本 (S61~) 従量割につき、160円/千 本を加算	県たばこ税に名称変更し、従価割を 廃止 紙巻たばこ 1,129円/千本 旧3級品 536円/千本
自動車税										普通自動車と小型自動車との車種区 分を廃止
(☆税率の一例)	☆小型自動車(四輪 車・自家用・1%以 下)18,000円				☆四輪以上の小型自動車 (自家用・1%以下) 23,500円	☆25,500円		☆29,500円		☆乗用車(自家用・1%以下) 29,500円
自動車取得税			自動車取得税 (目的税)の創 設 3%	暫定税率の適用 自家用自動車 で軽自動車以外 のもの 5%						
軽油引取税					暫定税率の適用 19,500円/kℓ (本則税率15,000円/kℓ)	暫定税率の適用 24,300円/kℓ (本則税率15,000円/kℓ)				
その他							狩猟免許税を狩猟者登録税に 名称変更			消費税(国税)の創設に伴う間接税 目の整理 (娯楽施設利用税をゴルフ場利用税 に名称変更) (料理飲食等消費税を特別地方消費 税に名称変更)

	4	5	7	9	10	11	12	13	14	15	16
不動産取得税	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H7.6.30まで延長		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H10.6.30まで延長		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H13.6.30まで延長			住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H16.6.30まで延長		税率4% H15.4.1からH18.3.31までに行われた不動産（住宅、住宅以外の家屋、土地）の取得は3%	
県たばこ税				紙巻たばこ 692円/千本 旧3級品 329円/千本		紙巻たばこ 868円/千本 旧3級品 413円/千本				紙巻たばこ 969円/千本 旧3級品 461円/千本	
自動車税									グリーン化特例 （軽課・重課）の 創設		
（☆税率の一例）											
自動車取得税											
軽油引取税		暫定税率の適用 32,100円/kl （本則税率15,000円/kl）									
その他				【地方消費税の創設】 （消費税（国税）4%、地方消費税1%）			特別地方消費税の廃止			＜当県独自＞ 【創業5年以内のNPO法人に対する減免制度の創設】 （法人県民税均等割）	狩猟税（目的税）の創設 狩猟者登録税・入猟税の廃止

	17	18	19	20	21	22	24	25	26	27	28	29
不動産取得税		税率4% 住宅及び土地に係る税率の特例措置(3%)をH21.3.31まで延長 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置として、H18.4.1からH20.3.31までの2年間に限り3.5%		住宅以外の家屋に係る税率の特例措置の廃止（標準税率4%を適用）	住宅及び土地に係る税率の特例措置をH24.3.31まで延長		住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H27.3.31まで延長			住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H30.3.31まで延長		
県たばこ税		紙巻たばこ 1,074円/千本 旧3級品 511円/千本				紙巻たばこ 1,504円/千本 旧3級品 716円/千本		紙巻たばこ 860円/千本 旧3級品 411円/千本			旧3級品 481円/千本	旧3級品 551円/千本
自動車税												
（☆税率の一例）												
自動車取得税				暫定税率失効に伴い、 H20.4月は 3% H20.5月以降 5%	一般財源化 （普通税）	暫定税率の廃止 （適用税率は5%）			税率の引下げ 営業用自動車 2% 及び軽自動車 3% 自家用自動車 3%			
軽油引取税				暫定税率失効に伴い、 H20.4月は 15,000円/kl H20.5月以降 32,100円/kl	一般財源化 （普通税）	暫定税率の廃止 （適用税率は32,100円/kl）						
その他	＜当県独自＞ 【信州ものづくり産業投資応援減税の創設】 （不動産取得税）	＜当県独自＞ 【創業等応援減税の創設】 （事業税/H18・19年度の自動車税）	＜当県独自＞ 【消防団活動応援減税を創設】 （事業税）						消費税率の引上げ 消費税（国税）6.3% 地方消費税1.7%	狩猟税に係る軽減措置の拡充 ・対象鳥獣捕獲員 → 非課税 ・認定鳥獣捕獲等事業者 → 非課税 ・有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲従事者 → 税率1/2		

	30
不動産取得税	住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H33.3.31まで延長
県たばこ税	H30.10.1以降 紙巻たばこ 930円/千本 加熱式たばこの課税区分新設 H30.4.1以降 旧3級品 656円/千本
自動車税	
(☆税率の一例)	
自動車取得税	
軽油引取税	
その他	

11 ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移

1 平成 29 年度 受付実績

ふるさと納税分（個人）	33,480 件	377,230,500 円
法人・団体からの寄付	16 件	17,791,518 円
寄 付 金 合 計	33,496 件	395,022,018 円

2 使途の希望（平成 29 年度分）

希望する使途	件数	金額（円）
子どもの希望を実現できる学びの場の提供	1,735	18,480,000
子育て支援	2,125	22,850,000
移住・二地域居住の推進	192	2,110,000
日本酒・ワイン振興	675	7,970,000
信州農畜水産物の活用拡大	693	7,750,000
文化芸術の振興	162	1,810,000
観光地域づくり	709	7,580,000
自然環境の保全	1,209	13,853,900
県土強靱化	250	2,730,000
貧困対策	437	4,740,000
災害に強い森林づくり	357	3,905,000
その他	135	25,088,118
県に一任（希望なし）	24,817	276,155,000
計	33,496	395,022,018

3 受付実績の推移

区分	個人		法人・団体		計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
H19 年度	5	1,135,000	0	0	5	1,135,000
H20 年度	135	4,863,227	2	419,773	137	5,283,000
H21 年度	36	1,786,000	5	2,977,816	41	4,763,816
H22 年度	19	3,544,000	21	3,023,229	40	6,567,229
H23 年度	39	2,158,000	14	5,197,511	53	7,355,511
H24 年度	403	10,535,000	21	7,772,126	424	18,307,126
H25 年度	3,470	43,811,360	30	23,533,047	3,500	67,344,407
H26 年度	6,173	72,255,720	32	15,339,381	6,205	87,595,101
H27 年度	12,407	142,784,745	21	10,843,908	12,428	153,628,653
H28 年度	22,464	291,839,179	11	9,259,419	22,475	301,098,598
H29 年度	33,480	377,230,500	16	17,791,518	33,496	395,022,018
累 計	78,631	951,942,731	173	96,157,728	78,804	1,048,100,459

※取扱開始 H20.11

12 県税事務所管轄区域の状況

所 名	所 在 地	管轄区域	市町村数 (H30.4.1現在)				管轄面積 (k㎡)	人口総数 (人)	世帯数 (世帯)
			市	町	村	計			
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 (026)233-5151 (代表)	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡	3	4	2	9	1,558.00	534,853	211,999
総合県税事務所 北信事務所	〒383-8515 * 中野市大字壁田955 (0269)22-3111 (代表)	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡	2	1	3	6	1,009.45	84,684	30,820
東信県税事務所	〒385-8533 * 佐久市跡部65-1 (0267)63-3111 (代表)	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡	2	5	4	11	1,571.18	205,433	81,865
東信県税事務所 上田事務所	〒386-8555 * 上田市材木町1-2-6 (0268)23-1260 (代表)	上田市 東御市 小県郡	2	1	1	4	905.37	194,878	78,848
南信県税事務所	〒396-8666 * 伊那市荒井3497 (0265)78-2111 (代表)	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	2	3	3	8	1,348.40	181,652	71,438
南信県税事務所 諏訪事務所	〒392-8601 * 諏訪市上川1-1644-10 (0266)53-6000 (代表)	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	3	2	1	6	715.75	194,962	78,842
南信県税事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 (0265)23-1111 (代表)	飯田市 下伊那郡	1	3	10	14	1,928.89	158,004	58,102
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 (0263)47-7800 (代表)	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	3	—	5	8	1,868.74	424,441	172,410
中信県税事務所 木曾事務所	〒397-8550 * 木曾郡木曾町福島2757-1 (0264)24-2211 (代表)	木曾郡	—	3	3	6	1,546.15	26,727	11,182
中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602 * 大町市大町1058-2 (0261)22-5111 (代表)	大町市 北安曇郡	1	1	3	5	1,109.65	57,861	22,777
県 庁	〒380-8570 * 長野市大字南長野字幅下692-2 (026)232-0111 (代表)								
	県 計		19	23	35	77	13,561.56	2,063,495	818,283

- (注) 1 人口総数・世帯数は、毎月人口異動調査(H30.4.1現在)資料による(推計値を含む)。
 2 人口総数の県計は、県内市町村間の移動を考慮せず、国・都道府県間異動のみを加減して算出しているため、市町村間の移動を加減して算出している県税事務所管轄区域別人口総数とは、一致しない。
 3 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(H29.10.1現在)による。
 4 管轄面積は端数処理のため県計と内訳が一致しない場合がある。
 5 郵便番号の後ろに*の表示のある所については、専用郵便番号であり、住所記載は不要

13 県税事務所管轄区域図

